

令和 7 年

大蔵村議会会議録

第 4 回定例会 1 2 月 4 日 開 会
 1 2 月 5 日 閉 会

大 蔵 村 議 会

令和7年12月4日（木曜日）

第4回大蔵村議会定例会会議録
（第1日目）

令和7年12月4日（木曜日）

出席議員（10名）

1番	早坂民奈君	2番	伊藤貴之君
3番	須藤敏彦君	4番	海藤邦夫君
5番	八鍬信一君	6番	加藤忠己君
7番	佐藤雅之君	8番	斉藤光雄君
9番	鈴木君徳君	10番	佐藤勝君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	越後享君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	田部井英俊君
住民税務課長	岡部雅人君
健康福祉課長	中島輝美君
診療所事務長	
産業振興課長	若槻寛君
地域整備課長	早坂健司君
会計管理者	鳴海由紀子君
危機管理室長	
デジタル推進室長	佐藤克也君
教育課長	羽賀明美君
総務課課長補佐	門脇毅君
産業振興課課長補佐	八鍬充教君
産業振興課課長補佐	井上沙織君
地域整備課課長補佐	今井啓之君

地域整備課課長補佐 三 原 伸 也 君
教育課課長補佐 八 欽 弘 君

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長 佐 藤 信 一 君

議事日程 第1号

令和7年12月4日（木曜日） 午前10時00分 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸報告

・所管事務調査報告

第4 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（佐藤 勝君） 皆さん、おはようございます。

令和7年第4回大蔵村議会12月定例会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、執行部並びに議員の皆様には公私とも何かと御多忙中のところ、本定例会に御出席を賜り厚くお礼申し上げます。

本定例会に提案されます諸議案につきましては、加藤村長から提案理由の説明がありますので、議員の皆様におかれましては、円滑に議事が進められ、適正妥当な議決が得られますようお願い申し上げます。また、年末の御多忙中にもかかわらず、本会議を傍聴いただきます皆様に対し、議会を代表し衷心より敬意と感謝を申し上げまして開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は10名です。

定足数に達しておりますので、これより令和7年第4回大蔵村議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番加藤忠己君、7番佐藤雅之君の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（佐藤 勝君） 日程第2、会期の決定について議題といたします。

会期の決定については、過日、議会運営委員会が開催され、提出議案等を検討した結果、本定例会の会期は本日12月4日から12月5日までの2日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日12月4日から12月5日までの2日間と決定いたしました。

ここで、12月定例会を始めるに当たり、村長から挨拶がありますのでよろしく申し上げます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） お集まりをいただきました皆様、改めましておはようございます。

令和7年第4回大蔵村議会12月定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

まずは、御多忙中にもかかわらず御出席をいただきました議員の皆様方、そして議会の傍聴にお越しをいただきました鮭川村の八鍬議員さんには、わざわざ大蔵村までお越しいただき心から敬意と感謝を申し上げます。ありがとうございます。

さて、師走とはいえ、このところ比較的穏やかな日が続いておりましたが、いよいよ降雪の時期となりました。今日は一面の銀世界となりました。先月18日から19日にかけては肘折で45センチを超える初雪が降り、全国的には北海道や青森ではどか雪となるなど、一気に冬の訪れを感じる寒さとなりました。この冬は平年並みか、やや多めの降雪になると予想されております。特に、日本海側の山沿いの地域では雪雲が停滞しやすく、積雪が強まる傾向にあるという予報になっております。降雪は夏の降雨量に影響があると言われますが、程々の降雪で穏やかな冬となることを願っているところでございます。

さて現在、村民の皆様方の生活に最も影を落としているのは、依然として収束が見えない物価高騰であります。食料品、日用品、そして光熱費の高騰は家計を直撃し、生活不安を深刻化させています。国は、去る11月21日に強い経済を実現する総合経済対策を閣議決定をいたしました。この政策の最大の目的の一つは、物価高から国民生活を守り抜くことであり、本村においても、この国策を最大限に活用し、村民の皆様方の安心できる暮らしを取り戻すことに全力を尽くす所存であります。国の補正予算は年内中の成立を目指しておりますが、村としても、総合経済対策に盛り込まれた支援策が各個人や事業者に速やかにお届けできるよう、その対応に意を配ってまいります。

次に、米についてですが、7月の猛暑により、一部の水田では出穂期における水不足で品質低下が懸念されましたが、一等米比率が90%を超え、安堵いたしました。こうした中、昨年引き続き米の値段が大幅に上がりました。1俵約3万円。昨年よりさらに1万円高くなり過去最高額となり、一昨年からの米不足が集荷競争の激化と価格上昇を生み、こうした状況は消費者の米離れが心配され、米事情はますます混迷することを懸念せざるを得ません。米価格の高騰により農業収入は増えたものの、一昨年まで続いた米価低迷期の厳しい経営状況と昨今の生産資材の高騰を思うとき、価格転嫁のできない米生産がこの機会に根本から見直されることを強く期待したいと思います。

また、この夏から秋にかけ熊の出没が過去に例を見ないペースで目撃され、捕獲頭数も過去最高となり、熊と遭遇する危険性の高い状態が続きました。冬眠しない熊の出没も懸念されますので、特に農作業小屋の戸締まり等には十分注意をしていただきたいと思います。詳

しくは、一般質問で申し上げたいというふうに思っております。

本議会には、条例の設定や一部改正補正予算など10議案を御提案させていただきますので、議員皆様方の御理解と御協力をお願いし、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

寒さが厳しくなり、季節性インフルエンザの流行期を迎え、新型コロナウイルス感染症についても十分な注意が必要でありますので、御自愛の上、少し早いですが、よいお年を迎えられるよう期待したいというふうに思っています。

終わります。

日程第3 諸報告

○議長（佐藤 勝君） 日程第3、諸報告に入ります。

各常任委員会の所管事務調査の報告を行います。

初めに、総務文教常任委員会より所管事務調査について報告をお願いいたします。総務文教常任委員長、須藤敏彦君。

○3番（須藤敏彦君） 総務文教常任委員会所管事務調査。

令和7年12月4日 総務文教常任委員会委員長 須藤敏彦

当常任委員会は、令和7年11月19日、本村における学校教育のうち、GIGAスクールサポーター事業及び学校給食の現状、課題、今後の方針等について、大蔵小学校福井校長並びに教育委員会鈴木教育総務係長から聴取した。

GIGAスクールサポーター事業は、文部省が掲げるGIGAスクール構想の実現に向け、「1人1台端末」を有効に活用し、学校現場のICT環境整備及び情報機器活用を支援するため、専門人材であるGIGAスクールサポーターを配置するものである。

本村では、本年7月、大蔵小学校、中学校ともに株式会社JPD（新庄市）と契約（小中それぞれ58万2,000円）し、月二、三回程度、児童・生徒及び教職員の支援を実施している。ICTを活用した教育の質の向上、教員のICT活用能力向上や業務負担軽減、児童生徒の学習支援が期待されている。

委員からは、ICT活用の推進に伴う文字離れ、特に手書き能力や語彙力の低下が懸念されるとの意見があったが、福井校長からは、デジタル教科書を100%活用することではなく、従来どおりノートや黒板も活用し、書く力を育む時間を大切にしていると説明があった。教育現場が全てICTへ移行するわけではなく、適切にバランスを保ちながらICT活用を実践しているとのことであった。

次に、学校給食の現状と課題について聴取した。献立は栄養教諭が専門的視点から栄養バランスやカロリーを考慮し作成しており、地産地消メニューや年1回のバイキング給食など、子供が楽しめる工夫も多く取り入れている。今年度、コロナ対応を経て、全児童がランチルームで共に食事をする形に戻り、家族的な一体感が育まれているという。給食費は物価高騰の影響を受け、昨年度から20円上げ、小学校が310円、中学校が340円としているが、依然として食材費の調整には苦慮している。食育では、月ごとの目標設定や生産者を招いた学習など食材への理解を深める取組を継続している。また、縦割り班による弁当形式の給食など、児童同士の交流を促す特色ある行事も実施している。一方、地元納入業者の高齢化による安全な食材供給への不安が課題として挙げられた。これらを踏まえ、当委員会としても安心・安全な給食が今後も継続できるよう、引き続き動向を注視してまいりたい。

以上、報告します。

○議長（佐藤 勝君） 次に、産業建設常任委員会より所管事務調査について報告をお願いいたします。産業建設常任委員長、佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） それでは、報告します。

産業建設常任委員会所管事務調査報告。

令和7年12月4日 産業建設常任委員会委員長 佐藤雅之

当常任委員会は、去る11月21日、「事業会計における各決算書類及び決算付属書類の性質及び目的」について学び、識見を深めるために、村とアドバイザー契約を結んでいる「いはら公認会計士事務所」の井原正人公認会計士を講師に招き研修を行った。

当村も、令和6年度から簡易水道、下水道等が「事業会計」に移行し、地方公営企業法が適用されるに至っている。

公営企業会計では、「発生主義」、「複式簿記」が採用され、単に収支だけではなく、損益、財政状態の把握、適切な原価計算に基づく料金水準の設定が法定されていることが特徴となっている。事業会計では、「決算」がより重視され、議会の役割も従来の行政の「執行の監督」から「経営の監督」に着眼点が変わることも指摘された。一般会計等からの繰入金については、全否定されないものの、より「独立採算」性を重視した制度設計になっていること、総務省が全国的に地方公営企業会計に移行を求めた背景には、従来の会計では見えにくい料金と経費の関係などの可視化にあること、将来の料金改定等を行う際の住民への説明責任としての裏づけとの側面もあることが語られた。

当研修を通じて公営企業会計制度の知識を深め、決算審議等に的確に当たるとともに、設備

の老朽化の実態や料金等の在り方など、事業会計の実情をより深くつかみ、住民等への情報の提供に努めたい。併せて安易な住民負担の増加にならないよう国等への支援を探る一助にしたい。

以上、報告といたします。

○議長（佐藤 勝君） 議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しておりますので御了承願います。

以上で、諸報告を終わります。

日程第4 一般質問

○議長（佐藤 勝君） 日程第4、一般質問に入ります。

会議規則第61条の規定により、指定期日までに6名の方の通告がございます。

本日は4名の方の一般質問を行います。通告順に発言を許可します。

5番八鍬信一君。

〔5番 八鍬信一君 登壇〕

○5番（八鍬信一君） それでは、私からは2点について村長に質問いたします。

①として大蔵村自主防災会活動の在り方、②として村内電話帳の作成。

自主防災会の活動については、我々も行政指導の下で、26年ですね、平成26年に組織を立ち上げました。それで、組織表・規約までつくって一応申請したという形になっています。当時、私も地区代表をしてみましたので、これはすぐに先駆けでつくったと思います。その後、これといった活動もなく現在に至っています。というのは、大筋、地区代表者さんが会長になってまして、これがうまく伝わらないというか、そういう状況があったみたいです。我々もそこで、ほぼ活動とやってやったことについては、消防署より地区内の活動をどういうふうにやったらいいかということで講話を聞いたり、それと県の総合支所のほうで主催した防災ワークショップに参加した程度です。村内では27地区が防災会を立ち上げているというお話ですけども、なかなか皆さんに話を聞きますと、やり方が分からない、はっきり言ってね。どういうふうなことに向けて活動したらいいかとか、活動計画そういうものをつくるに当たっては、やっぱり幅が結構広いですよ、自主防といっても。そのやり方が分からないままに今まで来てたのかなという気がします。

やっぱり防災といっても多くの課題があって、まず平常時ですね、平常時の活動について、それから当然、災害時の避難とかね、あとは救助救護、これやれる範囲ですけどもね。あと

食料給食、やっぱりかなりの広い範囲で内容が上がっていますね。地区民だけでは当然、計画作成は当然無理であります。一応、私のときも計画はつくったんですけども、なかなか地区民を集めてそれをやるということが、先ほど言った研修ぐらいしかなかったのかなという思いです。

また、最近、異常気象による災害、水害、雪害、火災、地震等もあるかもしれません。地区としてやっぱり自分たちで自分の身を守るという観点から、日頃どういうふうに行ったらいいのかという実地訓練ですかね、こういうのをやればいいかなと思っていたところでした。やっぱりこれに伴って、やっぱり指導してもらうのが行政しかないと思っています。そんなことでね、今後の講習会や研修をやるべきかなと私考えております。見解を伺いたいと思います。

②として、村内電話帳については、以前に商工会青年部のね、それこそ尽力によって過去に2回、世帯に配布されています。村民の皆さんからは、当時、大変実用的で重宝されました。現在も残ってるもので使っておられる方もいます。それでですが、平成20年に2刊目を発刊したところで、このまま改訂するには難しいというお話の中で発刊は中止になってしまいました。現在持つてるとすれば、私もありますけれども、もうぼろぼろですね。皆さんも御存じだと思いますけれども、世帯名ももうすっかり変わっているし、それに伴って地図もね、廃屋とか、いろんな形で住んでいないうちが地図上に載っているということで、これをちょっと整理できないかという話なんです。やっぱり地図もあって大変便利な電話帳ということで当時は好評でした。今、ちょっといろんな、NTTも当然、廃止しましたね。ということで、やっぱり多くの村民に「あれはもう復活できないのか」「作成できないのか」という話が結構あります。商工会さんに聞いたら、ちょっとこの辺はうちで作るのは無理だというお話の中から、やっぱり村主導でこれを発刊できないかということを伺いたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） まず初めに、「大蔵村自主防災会の活動の在り方」という八鍬信一議員の質問にお答えをいたします。

議員からは、「大蔵村自主防災会活動の在り方」についての質問をいただきました。自主防災組織については、平成25年の「災害対策基本法」の改正で、地域コミュニティにおける互助による防災活動の推進の観点から、各地域に位置づけられることになった組織でございます。詳しくは、地域住民が地域のリーダーの下、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意思

に基づき、自主的に結成する防災組織であり、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織であります。このとおり、自分たちの住む自治会等で活動するのが原則ではありますが、本村においても、地区人口の減少などが要因となり、その活動が限定的なものになっているのが現状であります。

さて、地区としてどのような対応ができるのかという質問についてお答えをいたします。

自主防災組織の役割として、平常時に推奨されている活動項目は、防災訓練の実施・防災知識の普及啓発・防災資機材の整備・地域特性の理解・災害時要援護者の支援体制の構築など、多岐にわたります。そして、災害発生時には情報連絡・避難誘導・初期消火活動・救出救護活動・給食給水活動などが行われることとなります。この中で何をしなければならないのかという質問がございますが、これについては次のように考えています。

各地区の地形などを参考に想定される災害を基本として、それらに見合った体制、つまり自主防災の体制を地区としてつくり上げていくことが必要であると考えます。

また、これら自主防災組織については「しなければならない」といったような公権力、いわゆる強制力は一切ございません。地域の力でできることをできる限り自主的に行っていただくのが自主防災組織の活動であります。

次に、行政主導による講演会や研修をやるべきではないかという質問についてお答えをいたします。

まずは、山形県において、「自主防災組織リーダー研修会」を各総合支庁において定期的で開催しております。これら研修については、その案内を自主防災組織の長として地区代表に随時お知らせをしているところでございます。残念ながら、昨年、一昨年と申込みは皆無という状況でございます。この研修会については総合支庁の出前講座なども行っておりますので、今後、御要望があれば、担当の危機管理室まで相談をいただき、お申込みくださるようお願いをいたします。

また、本村が行った研修については、令和2年の豪雨災害後に各地区や希望する団体からの要請で現在まで合計8回ほどの防災研修を実施しております。これらについても、過去において発生した水害や今後想定される直下型地震の研修でありますので、希望される場合は担当部署である危機管理室にお問合せください。

過去においては、合海地区の防災士がリーダーとなり、地元消防団の協力の下、自主的な防災訓練を行った経緯がございます。その際には、災害想定の設定や訓練に必要な物品の準備を行政としてお手伝いした経緯もございます。まずは地区の皆様方にお声がけをいただき、防災

リーダーの仲間づくりを行ってみてはいかがでしょうか。

今後も各地区の防災に対する動きを注視しながら、必要なことはどんなことでもお手伝いする用意がございます。このことをお伝えしまして私の答弁といたします。

次に、「村内電話帳の作成」という質問にお答えをいたします。

議員がお調べのとおり、現在の電話帳は平成20年に発刊されたものであります。この発刊については、大蔵村商工会が大変難儀をして作成したものとお聞きをしております。また、新しい電話帳の作成を試み、検討しましたが、作成は困難である判断をしたとのことであります。そこで、議員からは村主導で発刊できないかという御提案をいただきました。

電話帳については、以前はN T Tが発刊していたものもございましたが、個人情報保護などの観点から現在は取りやめており、タウンページも廃止の方向であると発表されております。昨今の個人情報の保護への高まりもありますし、不審電話や訪問販売などに利用される、悪用されるおそれも考えますとリスクが大きく、村民の皆様方に御迷惑をかけてしまうというような懸念もございます。また、固定電話を持たず、携帯電話だけを使用しているといったことも考えられます。確かに利便性という意味合いはありますし、今まで村民の方には親しまれていたということもありますが、今申し上げましたことを総合的に勘案しますと、村としては発刊できないのではないかと考えているところであります。

最後に、今まで大蔵村の電話帳の作成に御尽力をされました商工会を中心とした商工会員の皆様方に敬意を表しまして答弁といたします。

○議長（佐藤 勝君） 5番八鍬信一君。

○5番（八鍬信一君） それでは、再質問させていただきます。

本村27地区、組織されているわけなんですけれども、これの活動状況、それと訓練実施の実態をちょっとお聞きしたいと思います。これ今の答弁にもありましたけれども、清水、合海は私も聞き取りしましたけれども、やっているそうです。他地区についてはどうでしょうか。伺います。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） このことに関しては、担当部署であります危機管理室長に答弁をさせます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） ただいまの質問ですが、議員御存じのとおり、今までいわゆる防災訓練等を地区で行ったものに関しては、合海地区と清水地区だけでございます。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 八鍬信一君。

○5番（八鍬信一君） というのは、やっぱり行政指導がないと自ら地区を守るといいながらも、なかなかできない話なんですよね。ほかの地区も聞いてみますと、その辺もやっぱり強力で指導体制を取っていただければと思うんですけれども。

あともう一点ですね。マニュアル、全てにおいて何かやるときにマニュアルというものが大概つくってあります。大蔵村ではそういうものがないという話でしたので、私、総合支庁に聞いてみました。したらですね、最上総合支庁では総務課の防災安全室というものがあまして、総務課の中にあります。そこで一応、自主防のほうの扱いをやってるんですけれども、そこにおいてもマニュアルはないと。じゃあ、県の機関でどこなんだということで聞いてみました。県においては県庁の防災危機管理課、この中に自主防の扱いとなっています。ただし、ここにも各町村、そして地区に配布できるようなマニュアルはないよと。マニュアルについては、各市町村にお願いしているという話なんです。だから、どこまでいってもこのやるべきことが分からないんじゃないのという話は担当の方にもしましたけれども、やっぱり市町村でそれは各地区の地理的なもの、そして人口的なものとかいろんな違いがありますので、それは市町村でやるべきだという回答なんですよ。話は戻しますけれども、そういった観点から大蔵村でそういうマニュアルをつくる気はないのかどうか、再度質問いたします。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、八鍬議員から御指摘ありましたマニュアル、当然そういったいろんな計画も必要であろうかと思えます。ただ私、さきの1回目の答弁でもお答えしたとおり、設立当時は、大蔵村、山形県下に先駆けて全集落にこの自主防災組織をつくったというようなことで大変話題を呼びました。それだけ大蔵村は自然環境の中で災害が多い、いわゆる自然災害が多いというようなことで、村民についてもそれだけ関心があったということですよ。そして、各集落でそれを取り組んでいただくと。それも大変役職について問題があったわけですが、集落の代表というようなことで地区代表さんにその統括責任といいますか、会長さんをお願いするという形、ほとんどの集落がそういった状況でありました。計画は非常によくつくったんですけれども、ただ毎年替わる地区長さんもいらっしゃいます。先ほど八鍬議員もおっしゃっておいりましたけれども、議員さんが当時は地区代表をしておった、ところがその次の地区代表さんへの引継ぎ、そういったこともいろいろ問題になるというふうなこと、熱の入れ方もあると思うんですけれども、私はそういった計画性もあって、いろんな案をつくる、

計画をつくることも結構ですけども、まずは自分の集落の、例えば地区消防団、あるいは婦人会といったようないろんな組織との連携を大事にしていたほうがいいのかなというふうなこともございます。

私は、今議員が提案してございますマニュアルをつくらないというふうなことを言ってるわけではありません。それよりも、計画倒れになるよりもむしろそういったことをしたらいかがでしょうかと、1回目の答弁でもお答えしたのはそこに意義があるんです。そういったことで、もう一回、地区のそういった関係を見直しをするというようなこと、先ほど私が申し上げましたけれども、自分たちの地域は自分たちが守る、これが一番の条件でございます。これは、建物、財産、そういったものも大事ではありますが、一番大事なのは、人の命を守る、自分の命を守る、それに行動するということが一番でございます。そういったことから、その精神が一番大事なことだろうというふうに思っています。そういったことで、当然マニュアルは、皆さんがそういうようなことが、つくったほうがさらにいいというふうなことになるれば最低限のことを検討してつくってまいります。ですけども、それ以前として、最初に申しあげました、地区としてどういうふうな体制で臨めるのか、繰り返しになります、消防団あるいは婦人会、あるいは若妻会なり、その地区だけのそういった上部団体がある組織ではなくて、その地区内にある小さな組織でもその連携を図るということを第一に考えていくべきではないのかなというのが私としての見解であります。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 八鍬信一君。

○5番（八鍬信一君） 村長ね、何回も言うようですけども、我々は自主防災なるものをつくったけれども素人です。村のほうにはやっぱりプロがいるわけです。そういうことでね、当時、当然これを立ち上げたときのいろんなマニュアルありまして、それで、まず組織表なるもののテンプレートも出してもらいました。それに伴って地区代表を会長とする仕組み、それと各区分けの区長さんね、それと消防、婦人会、そこまで全部名簿に入ってます。そういうところまでやって、あと規約もつくりました。全て準備万端でしたけれども、いざやろうとなったときに、やっぱり講演、研修で終わっちゃまったということなんです。だから、日頃、自主防の、ネットでいろんな形で各町村の出てますけれども、大体ね、マニュアルつくってるんですよ。それに伴って各地区が動いていると。それで、自主防活動の中には、村長言われたとおり、平常時の地域の安全点検とか、避難路、避難場所の点検、障害者・高齢者等の避難確認、防災機材の整備点検、防災計画訓練とあります。災害時においては、避難誘導、初期消火、救出救護、

給食、避難所運営、これ運営というのは補助ですね、補助的な、あとは情報収集、こういった内容はありますけれども、いざ、じゃ、どういうふうにな、どういうふうになりに割り当ててやったらいいかということになるとやっぱり分からない部分が出てきます。

一番最初はやはり地域を巡回して、危険箇所、それから安全、物によっては安全点検ね、あと、それからスタートだと思いますけれども、やっぱりマニュアルがあるとないとでは大違いなんで、自分たちで一から調べてやるよりも、やっぱり行政のほうでいろんなスタイルで各町村やっていますんでね。それを参考につくってもらえればいいのかというふうに思います。まずこれ、再度、お聞きしますけれども。

あともう一つは、消防団と自主防の連携、あとは行政とね、この三者の中でやっぱり計画をつくっていかねばならないとなると、我々だけ動いてもなかなか前には進まないわけです。そのほかにワークショップとか訓練その他あります。その中でちょっと関連として聞きますけれども、防災アドバイザーが県のほうで、これは出張しますよと、費用はかかりませんと。ただし会場とか、その他のもろもろについては負担になりますという話でしたので、その防災アドバイザーについてね。どのように、我々直接は呼べないと思うので、行政のほうで考えているのか。あともう1点は、今防災士ですね、これはどの地区に大体何人いるのかと、この2点について伺います。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） まず1点目の、再度ということでマニュアル作成、これについては内部で検討して、あまりこまいところ、あるいはたくさん項目を羅列してもなかなか実施できないというふうなことになるかと思えます。ごく簡単にですね、ごく簡単に本当にやってほしい、やっていけば安心だよというふうなものについて厳選をしながら、いろいろ検討しながらつくればというふうに私なりに思っております。

それから、アドバイザーとかその派遣の方法、あるいは防災士、村の状況ということは、これは担当課としてお答えさせていただきます。先ほども申し上げておりますけれども、あくまでもこれは上からの強制力、法的効力があってやるものではなくて、地域が自発的に自分たちの地域の特性を考えて地区民の安心安全を担保していく、そういうふうなものでございますので、各組織の連携をさらに図っていただくということは、こちらのほうからお願いをしたいというふうに思っているところです。そういうことで、2つ目の質問について危機管理室の佐藤室長からお願いいたします。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） それでは、私のほうからちょっとお答えしたいと思います。

最初に、赤松地区の防災組織を立ち上げたときの名簿を私も見させていただきました。やはりちょっとかなり古くなっているものですから、もう亡くなってる方とか、引っ越しされている方がいましたので、そういうものをまず見直すところから始めてみたらいかがかなと思ったところでございます。

あと、やっぱり議員おっしゃるとおり、各地区における防災マニュアルというのは個別にあったほうがいいというのは私も考えを同じにしているところです。ただ、その作成となると、やはり地域の皆様の、何ていうかな、地域の皆様が持つてる考えを生かした防災マニュアルでないと駄目なのかなというふうに感じておるところです。それを前提になんですけども、県の防災アドバイザーの派遣等につきましては御要望が、地区の御要望とか団体の御要望がございましたら私のほうであっせんして、そのアドバイザーを呼んで、どのような講演内容にするかはまだ決めたものではございませんが、地区の要望に応じたような、に対応できる防災アドバイザーを派遣していただくということは可能でございます。

あと2番目の質問の防災士、村の防災士ですが、大蔵村におきましては防災士が今現在、約20名ほどいます。ただ、役場職員と兼務、役場職員の方も防災士として資格を持つてる方もいますので、実際、災害となったときに動ける防災士というのは約8名から10名ぐらいの方なのかなというふうに今考えておるところです。その地区の配分はどうしても、それに関してもなかなか言いにくいことではございますが、防災士になっていろいろやってみたいという意思に基づいて、役場のほうではその人を推薦して防災士の資格を得るような研修に参加していただくようにしてありますので、その地域におきましてもやっぱりばらつきがあるのが現状でございます。どうしても小さい地区だったりですね、というところではなかなかその防災士になる方がいないというふうな状況でございます。現在のところ、やはり清水、9学区で申しますと、清水、大蔵学区、赤松学区辺りでとどまっているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 八鍬信一君。

○5番（八鍬信一君） 以上で、自主防災組織の支援と、それから地域防災向上、防災力ですね、防災力向上に向けた積極的な取組に期待して質問を終わります。

2番に入ります。電話帳作成についてなんですけれども、近年ですね、NTTの電話帳が廃止され、紙媒体で必要とする村民、特に高齢者から連絡先が分からない公共施設、商工関係、企業商店、温泉旅館とかの一覧が欲しいとの声が多く聞かれています。これまで電話帳は地域の

連絡網として基礎的な情報源であったわけです。その機能が失われてしまった状況にあると思います。村として独自に以前のような電話帳を作成できないか、これは内容を縮小してもいいんだらうけれども、検討する必要があると思います。

先ほど答弁にもありましたけれども、まずもって困っているという現状なんです。全国的に調べてみますと、行政単独で作っておるのは結構あります。中には行政に特化したものだけ、要は役所の案内電話番号ですね、何々課、何々課とか。あとは企業関係、事業者関係、各種団体。市町村民というのはなかなか難しいという内容でした。ただし、市町村単位で作っているところあります。プライバシーといいますけれども、やっぱり前回もあったように事前に電話帳に載せますかという案内からスタートしますんで、その辺は多少は問題ないのかなというふうな考えもあります。

やっぱりスマホで今相手の電話番号全部入ってればいいんですけれども、やっぱりそういう情報機器を持っていない方が多いんですよ。やっぱり電話帳を見て調べるしかない。そして、特に他県から、他市町村からも、なぜか知らんけれども、肘折の温泉旅館の電話番号を教えるというふうなことを聞きます。何でと言ったら、「あれ、議員さん知ってるでしょ」と。議員名簿の中から適当に選ばれたから、これ数回ありますね。「どこがいいの」とか。やっぱり、そういう他県からの、これはNTTでしょうけれども、電話の番号が必要な方がいらっしゃるということです。

ちょっとお聞きしたいのは、NTT廃止による村民生活への影響を村として把握しているのか、まず1点目。これは、特に高齢者、デジタル弱者への影響ですね。この点についてどう思いますか。

あと2番目として、作成するとしたら予算的に、これは分からないと思いますけれども、大ざっぱな関係で、以前には商工会作ったときに補助したのかどうかということもちょっと調べていただいたんですけども分かりませんでした。村のほうで多分補助金出してるかなと思ってますけれども。そんなことで実務的な問題、もし作るとしたら話です、はどのようなものがあるか。私は、原資については、升玉水力発電、今商品券配ってますけれども、この辺が商品券に替わって電話帳になれば本当に皆さん喜ぶんじゃないかなと個人的には考えます。

あとは、商工関係もやっぱり記載する必要あると思います。もし作るとなれば話です。商工会の会員の皆さんが以前も載ってましたんで、これは広告を載せる、載せないにかかわらず、この辺も1回は話していただきたいなと思います。私も阿部所長さんと話もしましたけれども、今の状態では無理ですとはっきり言われましたんで。あとは記載についてはやっぱり希望制で

すね。そんなことで伺います。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今何点か詳細にわたって質問いただきましたので、分かる範囲内でお答えしてまいりたいというふうに思っています。

まず、今八鍬議員がおっしゃったのは、作るようになったらというようなことを前提でお話しされています。最初にお答え申し上げましたとおり、村としてこの電話帳作成には前向きには考えていきません。ということは、以前は行政で作ったのもありますよということで今八鍬議員から紹介ありましたけれども、それは以前の話であります。これから、今の個人情報保護条例の中で、いろんな関わりがある中で新たに作るということはかなり敷居の高いものになるかと思えます。村が発刊するというようなことは、それだけ責任があるものだというふうに私は考えてございます。そういったことで、この案をとるか、答弁をつくるに際しましても、しっかりとした打合せの中でしているわけであって私1人だけの考えるものではございませんので、そのことをお含みおき、答弁を聞いていただきたいというふうに思っております。

まず一つは、作るとすればいいでしょうか、行政関係だけ、あるいは商工会、でも商工会はこれ別ですので、行政ではありませんので、もちろん商工会でそれをやったら作るべきだと思います。村関係だけ、例えば診療所の番号とか、あるいは役場の番号、あるいは各課の番号とか、そういうことであれば村はこれは発刊できるかと思えます。でも、それはほんの、数も限られているというか、少ない形での一覧表、こんな形でできるのかなど。それを年1回地区代表者会ありますので、その中で配布する気になれば配布できるかと思えます。

それから、私の今把握してるところで、以前作るときに村としては補助金があったのかというふうなことでありますけれども、それは後から総務課長からお答えをしていただければというふうに思っております。

そういったことで、この電話帳に関しては、今の時点では新たに、再度の答弁になりますけれども、村として作ることは差し控えたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 補助金のほうでございますけれども、一応調べましたところ村からの支出はないというふうに、過去、庁議、平成の1桁台の前半からですので、ちょっとそこまでの資料というのはなかなか残ってないんですよ。商工会のほうにもお尋ねしたところ、ちょっとそういうことは確認できないという話で、村の決算書と、あと過去の担当のほうを聞

いてもみたんですけれども、ちょっと事実というのが確認できなかったというふうに考えております。あと、商工会さんのほうで、多分電話帳、各一般家庭のほうに配布したかと思うんですけれども、その余った部分を販売に回してるというようなこともありますので、一番最初、ちょっと役場に残ってるもの、古いものですと過去には500円で販売してた、その後1,000円程度でまた販売したというようなことがありますので、そういった財源を使って作ったのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 八鍬信一君。

○5番（八鍬信一君） 村長の答弁からすれば、今のところでいいのかな、作る気はないというようなことですが、行政関係の一覧表でもね、それでも行政といっても、学校とか駐在所とか、前の電話帳の裏表紙にあったように、そんな内容でもいいですので、まずはその辺、検討していただければと思います。

現在、聞いたところ1,000円で販売可能だそうです。まだ在庫がありますということで、皆さん御利用いただければと思います。向こうも宣伝不足でと言っていました。かなり在庫を抱えているそうです。救済の面からもお願いしたいと思います。

それで、今後についても、やっぱり何かの機会に検討していただければと思います。紙媒体の情報提供、ますます減少すると思います。やっぱり村民が納得できる行政サービス提供のためにも、村当局として新たな方策ね、これに代わる何かあればですが、検討するべきと考えます。

実現を期待して質問を終わります。

○議長（佐藤 勝君） ここで休憩いたします。

再開は11時10分とします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（佐藤 勝君） 休憩を解き、引き続き一般質問を続けます。

3番須藤敏彦君。

〔3番 須藤敏彦君 登壇〕

○3番（須藤敏彦君） じゃ、質問します。熊及び小動物の駆除について村長さんに質問します。

今年は、熊の餌になるブナの実やドングリが全国的に大凶作と言われ、県内でも人里近くま

での出没が相次ぎ、多くの住民が熊に襲われ負傷する深刻な事態となっております。大蔵村においても、今年既に17頭（11月20日現在）を捕獲しており、過去に例を見ない頻度である。

まず、熊が出没する際、村としてどのような流れで情報を把握し、住民への周知や注意喚起を行っているのか。また、現場確認から捕獲・駆除に至るまでの判断手順等、どのような基準に基づいて行っているか伺いたいと思います。

次に、今年9月1日に改正された「鳥獣保護管理法」が施行され、新たに“緊急銃猟”が制度化された。これは、人の生活圏に熊が侵入し被害のおそれがある場合、一定の安全条件を満たした上で、自治体の判断により委託を受けたハンターが緊急に銃猟を行える仕組みである。これまで原則禁止であった住宅密集地での銃猟も可能となった。

村としては、この緊急銃猟の判断フロー、安全確保の手順、関係機関との連携体制などをどのように確認し、整理しているのか伺いたい。

また、発砲許可に至った際に、猟友会との協力体制について、村内にも数名のハンターがいるものの銃の扱いには高度な技術と経験が求められる。危険を伴う出動が続く中、村として猟友会との十分な意見交換を行っているのか、課題の共有や訓練等の強化を図っているのか、また行政としてどのようにバックアップしているのか示してください。

さらに、小動物の農作物被害について尋ねる。近年、ハクビシンやアナグマによる被害が増加し、農業者への大きな負担となっている。村では電気柵導入などの補助制度を創設し、一定の効果があると考えますが、ハクビシンは鳥獣保護法による制約があり、個人での捕獲は困難である。そこで、村として箱わななどを活用した捕獲体制を構築する考えがあるのか、方針を示してください。

以上、村民の生命と暮らしを守るため、実効性のある獣害対策の強化について、村長の見解を伺います。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 先ほどの冒頭の挨拶で、熊及びこういった鳥獣被害についてのこと、それについては一般質問でお答えするというふうなことで申し上げました。そういったことで、お答えをしたいと思います。

「熊及び小動物の駆除について」という須藤議員の質問にお答えをいたします。これは、質問が多岐にわたっております。件数も非常に多いために長文になっておりますけれども、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

議員の御質問どおり、今年是全国的に市街地への熊の出没が相次ぎ、人身事故も多数報告されております。

村内では、11月24日現在で19頭が捕獲され、令和5年度の13頭を既に上回っており、把握できる記録では過去最高の捕獲頭数となっております。幸い人的被害は発生しておりませんが、これも猟友会の皆様方の献身的な有害捕獲活動と住民の皆様により不要果樹伐採等の鳥獣被害対策への御協力のたまものと心から感謝を申し上げるものであります。

さて、議員御質問の1点目、熊出没時の情報把握、住民周知、現場確認から捕獲までの判断手順等の基準については、基本的には、平成29年5月に策定をいたしました「大蔵村ツキノワグマ出没対応マニュアル」に基づいて対応しております。

熊の目撃情報が寄せられた場合、まず「クマ出没時の住民周知手順」に基づき、「くらっち」を活用して注意喚起を実施します。その後、現場の確認が必要と思われる場合には現場に赴き、その状況により危機レベル1から3の判定を行います。その後、危機レベルに応じた対応を実施いたします。危機レベルの判定基準及びレベルごとの具体的な対応については、同マニュアルで詳細を御確認いただきたいと思います。そこで、皆様方にマニュアルを配付したところでございます。

なお、令和6年3月に改訂しております同マニュアルでございますが、この9月1日の法改正によりまして緊急銃猟が新たに制度化されたために、一部内容の整合性が取れていない部分がございますので整合性の取れた対応マニュアルを早急に策定してまいります。

次に、緊急銃猟の判断フロー等についての確認、整理に関しましては、この10月15日に策定しました「大蔵村緊急銃猟マニュアル」及び環境省が示す「緊急銃猟ガイドライン」ののっとり実施をしてまいります。

法律上の緊急銃猟の権限は市町村長にあり、ガイドラインで定められている4つの条件、1、危険鳥獣が人の日常生活圏に侵入、2、人への危害を防止する措置が緊急に必要、3、銃猟以外の方法では困難、4、銃猟によって人の生命身体に危害が及ぶおそれがない、が全て満たされていることを最低条件とし、現場の状況や「大蔵村緊急銃猟マニュアル」に記載の「緊急銃猟時の確認チェックリスト」等を確認の上、市町村長が緊急銃猟の実施を判断することになります。

安全確保の手順については、屋外もしくは屋内で実施する場合のほか、日中、夜間の実施についてもその留意点の詳細がガイドラインに掲載されており、その内容に沿って実施することになります。

連携体制につきましては、「大蔵村ツキノワグマ出没対応マニュアル」に準じて行うことになっております。住民から村に情報が入った際には、村からは警察、最上総合支庁環境課、学校等、猟友会、消防団、地区代表、近隣市町村に連絡をすることになっており、フローチャートにより図示されております。

緊急銃猟の実施については、10月10日に鳥獣被害対策実施隊の皆さんとの意見交換会を開催し、緊急銃猟に関する制度の説明と緊急銃猟に従事することになった場合の対応について御意見をいただきました。隊員の皆様からは、市街地での発砲は非常に危険であり、経験もないことから大変難しい行為であること、隊員にライフル所持者がいないことから、状況によっては有効射程距離の短い散弾銃での対応が難しくなるのではないかなどの意見が寄せられております。

緊急銃猟の判断は市町村長が行いますが、最終的な発砲の判断は射手に委ねられることとなります。発砲により第三者を傷つけてしまうこと、熊の攻撃により自らが負傷してしまうことなどのリスクを考慮すると、こういった条件下での発砲に関する研修や訓練を積まなければ市街地での発砲は難しいのではないかなどの印象を受けております。

なお、実施隊の皆さんからは、緊急銃猟を判断した場合、発砲できる状態で現場に待機することに関しては了承いただいております。また、これまで止め刺しの関係で市街地への箱わなの設置はできませんでしたが、緊急銃猟により市街地での止め刺しが可能になりましたので、今後はこのような対応に緊急銃猟制度を有効に活用していきたいと考えております。

最後に、ハクビシンやアナグマ等の小動物への対応でございますが、今後は住民の皆さんの力をお借りしながら対応していきたいと考えております。自らの所有する宅地や農地内での捕獲に限り、有害鳥獣捕獲申請を提出していただき捕獲可能とするものでございます。議員御発言のとおり、小動物に関しても法律で捕獲が制限されており、その捕獲には許可が必要となりますが、タヌキ、ハクビシン、アナグマに関しては、大蔵村鳥獣被害防止計画により山形県より許可権限の委譲を受けていることから村が許可することができる体制となっております。また、捕獲用の箱わなの貸出しも実施し、捕獲から止め刺し処分まで住民の皆様方から御対応いただくことを想定しております。これまで法的な制限により捕獲をちゅうちょしていた方々から取り組んでいただくことによって、効率的に地域内の鳥獣被害対策が推進できるものと考えております。

ここ数年の間に、人間と野生動物の距離が極端に縮まってきていると言われております。様々な原因を根本的に解決することは非常に難しいことであるとは思いますが、まずは住民の皆様様の安心安全を第一に鳥獣被害対策に取り組んでまいりますので議員各位の御理解、御協力

をお願い申し上げまして答弁いたします。

○議長（佐藤 勝君） 須藤敏彦君。

○3番（須藤敏彦君） 今年はず例年がない、春先までは米、米、米と毎日のようにニュース、7月に入れば熊、熊、熊、そんなような本当に、何ていうかな、非常に危険な状態。熊といえ、まず本当に人の命に関わることですから本当に大変だと思います。

まず、この熊は、県の目撃数ということで、11月の末現在まで2,700件。5年前の大体3倍ぐらいの目撃者がいるそうです。でも、これは本当の、目撃して、ただ通報したケースであって、この何倍、倍近くもいるのではないかな。何ていうかな、そう考えるわけです。だから相当、熊は人里近くまで降りてきているのではないかなと思っておるわけです。

前回、最上郡の議会の研修会がありました。そのとき、まずびっくりしたのが、10月中頃でしたか、うちの村では、あんまり頭数のことは言いたくないけれども、もう200ぐらいという議員さんもいました。「そんなにいるの」と言ったら、「そうだよ」と。やっぱり最上郡でも本当に何百頭とやっぱり捕獲、駆除をしてるのではないかなと思い、私は、これは今回、村として、村長もいろんな国県といろんな情報を把握しながら村民の安全を考えていると思います。県からも招集かけたり、でも、私は今回、村の考えを本当に真っすぐに考えていかないと、本当に村民の生命財産を守っていけないんじゃないかということで今ここに立ってるわけです。

そこで、まずこの村のマニュアルですけれども、平成29年ですか、策定したわけですけれども、あれから見るとこの熊の頭数も増えてきてるんだから、今、課長のほうからこれ渡されて、これもうやっぱりこういうふうにつくってんだなと思って、やっぱり考えてるんだなと思ってます。

でも、ここで聞きたいのはやっぱりこのレベルですよ。これ場所がちゃんと同じところに出没すれば、ある程度のレベル的なこともできると思うけれども、やっぱり大蔵村では温泉場だとか、やっぱりそういう学校とか通学路、今、清水地区とか合海地区ですか、そういう地区でやっぱり徒歩で歩いている生徒もいるものですから、やっぱりその辺も、やはりマニュアルはマニュアルとして、やっぱり大蔵村、本当にこういうふうに安全に考えてるんだよということをやったりしっかり考えていかないと駄目だと思うんです。レベル1ってちょっと今、ちょっと書いてるんですけれども、この辺のまず考え方というのはどういう、まず今まで県とかそういうところに村長さんずっと出席しておりますから、いると思いますので、その辺ちょっと聞かせてもらいたいと思います。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、須藤議員からは、一般論ではなくて、大蔵村の地域住民を守るために、大蔵村に特化した形での熊対策をしっかりとやっていかなければならないというふうな思いで一般質問をしたんだというふうなお話をお伺いしました。

私もまさにそのとおりだというふうに思っています。そういった中で、特に担当課である産業振興課でありますけれども、課長をはじめ、熊のほうのそういった鳥獣対策係、被害係、いろんな形で頑張っております。事あるごとに、逐一、私にも報告ありますし、1回目の答弁でも申しあげました猟友会とのしっかりとした打合せ、懇談、そういうことをしっかりとやっているというふうなことで、まず報告したいというふうに思います。そういうふうな形の中で、マニュアルとかそういうものにとられることなく、まずは村の熊対策をしっかりとやっていくというふうなことで頑張っている担当課長からそのことについて説明をさせますので、産業振興課長お願いいたします。

○議長（佐藤 勝君） 若槻産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） それでは、マニュアルに記載のそれぞれレベルの考え方についてちょっと御説明させていただきたいと思います。

まず熊が出没した場合ですね、現場等に赴く、もしくはその情報から、村長答弁にもあったとおりレベル1から3の御判断をいたします。レベル1は住区から離れ、住民の生活に直接影響のない場合、レベル2は農業被害が発生した場合、レベル3は集落内で出没して人畜等に対し加害のおそれがある場合というふうなレベル分けをさせていただきます。

基本的には、対応といたしましては、優先されるのは花火や爆竹を使用するの追い払いをまず実施いたします。それでも駄目な場合は箱わなによる捕獲、その後、それでも対応できない場合については銃器等の使用等その他による捕獲というふうな優先順位をたどります。

レベルごとの対応といたしましてマニュアルに記載されていますのは、レベル1の対応としましては、必要に応じての情報提供、あとはパトロール等でございます。レベル2に対しましては、総合支庁環境課への報告、あとは被害状況の報告等も含めます。あと、必要に応じて住民への情報提供、あとはパトロール、あとは追い払い、有害捕獲の実施ということになります。レベル3になりましたら、総合支庁、警察、あとは大蔵村の鳥獣被害対策実施隊に出没を報告して対応するというふうなことになります。もちろん住民への情報提供、あと追い払いの実施、有害捕獲の実施等も対応として含まれてきます。

戻りますが、対応といたしましては、基本的には花火や爆竹を使用するの追い払いから始まって、最終的に銃器等の使用に至るというふうなことになると思います。

以上でございます。

○議長（佐藤 勝君） 須藤敏彦君。

○3番（須藤敏彦君） 今、本当にありがとうございました。

これでやっぱりその情報をタブレットなどで、まず情報を周知するとあるんですけども、やっぱり危険な場合はこれ防災無線使うんでしょ、もちろん。その辺どうですか。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） その状況によって、防災無線、あるいは初期段階では「くらっち」のタブレットというふうなことというふうに私も議員と同様に考えてございます。

少し長くなりますけれども、タブレットに関しては、大蔵村が最上郡あるいは県内でもいち早く取り入れて、熊や有害鳥獣についてのそういった地図でもって示すということは非常に評価をされました。このことについては、なかなか見てくれる人、いない人と様々いるかと思えます。緊急の場合も含めて、紙ベースと使い分けをしながらというふうなこともありますけれども、超緊急な場合には、議員おっしゃるとおり防災無線ということも当然考えられるものというふうに私は考えてございます。そういうふうな判断をさせていただきます。

○議長（佐藤 勝君） 須藤敏彦君。

○3番（須藤敏彦君） ありがとうございました。

まずそういうふうな手順でお願いしたいなと私は思います。じゃあ、今大体レベル3までの周知とかね、そういうようなことも今住民のほうに伝えることを今説明ありましたので、まずそれはそれでまず置いて、まずこれ一番、今回聞いたかったのは、9月1日に改正されました緊急銃猟ですか。これは、私は個人的にはすばらしい考え方だと思います。これも安全面から何から非常に大変なことはいっぱいあるんですけども、やっぱり目の前にいて駆除できないということは、やっぱりこれはやっぱり大変危険なことでもあり、箱わな設置というの、箱わなにちゃんと、その現場状況もありますので捕獲できるのかなあということもやっぱり心配されていますが、この緊急銃猟というのは半面すごい危険性のあるものと私は、私ならず皆さん、皆同じだと思います。これは、やはり大蔵村で猟友会というのは、何名でしたっけな。11名いますけれども、やはり経験の浅い方がほとんどです、聞いてみると。やはり長い方で、私の同級生も同じ地区にいるんですけども、熊に撃てるなんてそんな簡単なもんじゃないよと、こう言われました。とにかくうちの、うちのことになるんですけども、うちのおやじも四十何年かの鉄砲撃ちで、小さい頃から、自分で開口して、管ですか、雷管に詰めて調整して山に出ていく姿が小さい頃から知ってますので、やはりうちのおやじなんかやっぱり、飛び撃

ちというか、皆さん知ってるだろうけど、カモ撃ちなんかについては駄目なんですよ。やはり、何ていうかな、経験ということからすれば、したことないから。だからウサギとかそういうものは得意だけでも、反対に若い人たちは飛び撃ちが得意なんですよね。一緒に行っていると、そういうことをよく言われました。やはり、何ていうかな、皿みたいな、ああいうことも結構練習してるんですから。やっぱりそんな簡単に、やはりこういう駆除というのは、熊がいたから撃ってくれとといったって、そんな簡単なものではないよと。もううちの同級生のほうからも言われます。そこで、やはりこれ、さっき村長も猟友会と色々な話をしてるよと言われましたけれども、やはりこれ、やっぱりいろんな訓練、また、ちょっと予算も使っても、やはりそういうものをやっぱり育てていくことも必要ではないのかなと、そんなふうに考えるわけです。その辺どういうふうな考えを今持ってますか。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） まさに今、須藤議員がおっしゃっていただいたように、自分のお父さんの例を取っておっしゃられました。本当にそういうことだというふうに思っています。村でもそのことを心配してますし、猟友会会員同士もそのことをよく話し合っておられます。そういったことで、いろんな面で研修、あるいは実践的なものを積んでいかなければならないというふうなことを申し上げておりますし、村当局といたしましても、そういった思いでございます。

そこで、今回のこういった、いろんな判例、事例があって、予算的なものも含めて県に、あるいは国にそういうふうなことを申し上げてきております。要望というような形でありますけれども、何せいろんなことをするにも予算、例えば箱わなを作るにしても予算、あるいはそういった研修をするにも予算が必要になってきます。そういったことで、県でもこのたび、12月県議会の中でそういったことをしっかりと検討していただける。また、我々最上8市町村としましても、12月末でありますけれども、このことについて8人の首長と8人の議長が合同の研修会を行いまして、県から、あるいは山形県警察から講師を招いて、その辺のことについてしっかりと話をしながら、最上管内でも緊急銃猟を行った自治体もでございます。そういったこと、あるいはいろんな各市町村の事例を踏まえまして、この熊対策にかかわらず、熊対策がメインになろうかと思っておりますけれども、有害鳥獣というふうなこと、あるいは喫緊の課題について、しっかりと研修会といたしまししょうか、会議を持つ予定であります。そういったことで、我々首長も会うというか、集まるごとにその話題で持ち切りになります。そういったことですので、繰り返しになりますけれども、国や県、そういったものに対してもしっかりと町村会と色々な組織でもって上部団体に要望してまいりたいと思っております。

私自身も大蔵村の状況を鑑みたときに、これほど猟友会の皆様方に難儀をしていただいて、昨年度、報酬やいろんなことについて改正をしたばかりなんですけれども、そのことについてももしっかり検討していかなければならないというふうに思っています。猟友会の会員の皆様方は、自分の仕事のほかに、こういった仕事をやっていただいている、特に熊に関しては、見回り等、いろんなことも含めて大変難儀をさせていただきます。そういうようなことから、ただ組織だから当たり前のことだ、協力をしていただくというふうな観点ではなくて、それに相応するある程度の報酬、お礼は差し上げなければならないのではないかと、そんなふうに私今個人的にも考えてございますので、これを村の中でしっかり課長会、それは担当課長と話をしながら検討してまいりたいというふうに思っているところであります。

まずは、雪が降ってきまして、早く熊が冬眠していただくことを願うことです。逆に、また春先に心配になるのではないかと、そのことも心配させていただきます。そういうことも含めて、いろんな点で早め早めの対策を取れるように、担当課、そして猟友会の皆様方との話合い、研修の場、そういったものを積極的に開催をしながら、猟友会の皆様方や村民の皆様方が、人身事故といつかね、そういった障害を、事故が起きないように、動物ですね、有害鳥獣による様々けがしないように、そういったことも含めてしっかりとした対応を取ってまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 須藤敏彦君。

○3番（須藤敏彦君） まずそういうふうに、まず猟友会ともよく話し合って、そういうものをお願いしたいなと思います。

それで、この緊急銃猟に4つの条件とあるんですけれども、まず条件、まず村長が発砲の許可を出して、まずハンターが撃つ。このハンターに責任あるという、撃った人、その辺の、もし万が一、流れ弾というのはやっぱり一番おっかないそうです。俺も熊を駆除するときにも、そっちの端に寄れと言われたこともやっぱり、ひよっとするとやっぱり鉄筋にぶつかって流れ弾が飛ぶというふうな、そういうので、やはり危険性が伴うということです。それはさっきの経験点ね、そういうのが非常に重要だと私は思っています。そこで万が一、万が一ですよ、けがとかそういう何か大きな事故がある場合、これはやはり撃った人の責任になるのでしょうか。その辺どうでしょうか。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 大変大事なことだというふうに思っています。これは以前、ある町村でそ

ういった事例が県内でございます。そういったことで今は裁判になっているということであり
ますけれども、これは全面的に行政が責任を持つというふうなことになるなければ猟友会の皆
様方がなかなかそこまで動員できないのではないかなと思っております。ですから、それを補償す
る保険なり、いろんな手続ですね、しっかりとアフターケアできるような形の中で、もちろん
やらなくてはいけないというふうになってますけれども、今もそういうふうなことがされてい
るわけですよ、課長ね。（「はい」の声あり）そういうことで、十分に話し合いもできてます
けれども、それでもやはり不安なことがいろいろあるかと思えます。そういったことで、こ
こにあるとおり、被害が及ばない状況をつくり上げた上で、緊急猟銃というふうになりますの
で、その辺もしっかりとした形で実施をしていかなければならないというふうに思っています。

ただ先ほども申し上げておりますけれども、大蔵村では残念ながら熊を殺傷するためのライ
フルの所持、資格を持っているというふうなことがないんです、猟友会の皆さんがですね。そ
れが今問題になっていますので、当然いろんな形での支援、例えば警察あるいは、自衛隊はま
だですけども、警察がそういうふうなことができるようになってますので、そういうふうな
ことの対応、例えば普通の場合ですとなかなか、アライグマもそうですけれども、近くの小屋
に入ったとかですね、そういうときはわなを仕掛けながら緊急猟銃に入るというふうなことも
ありますので、その時と場合によってはいろんな方法があるかと思えますけれども、とにかく
責任は、そのハンター、いわゆる猟友会の会員の皆様ではなくて、行政が責任を持つという
ふうなことをしっかりやっていかなければならないということだけは、私は断言したいという
ふうに思っています。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 須藤敏彦君。

○3番（須藤敏彦君） ありがとうございます。

やっぱりハンターもそれを心配しているんですよ。やはり、もし万が一のことが、どうす
るんだべということ、やはりいろんな、国とか県のあれでも、そこまではやっぱり新聞にも書
かないし、やはりどういうふうな手順があるか分からないから出さないと思うんだけど、
やっぱり今村長がやっぱりそういうふうにも明快な回答をいただいて私も安心してます。まずそ
ういうことでまず、ハンターもまず訓練しながら村民の安全安心を守ってもらいたいと思
います。じゃ、これはこの辺として。

あと今回、小動物というか、猿はちょっとあんまり見かけない。うちのところの場合はハク
ビシンがすごいんですよ、とにかく。それを捕まえてと、皆、先輩たちが言うんだけど、

でもやっぱりよく調べたら保護動物となってるんですよ。そんな簡単なものではないのが現状です。そこで、やっぱりタヌキとかアナグマを俺のところでは昔からマミというけれども、それは、そんな畑とかなんとかにそんないたずらはしねのよ。ある程度はいたずらするけれども。ハクビシンは、まずトウモロコシを作ればトウモロコシ、トマトがあればトマト、トマトなくなれば、ナス、キュウリとか、順繰りに隅から隅まで荒らす。ここにいる方もナスを植えてる人なんかいると思うけれども、けさだけ残して下のほうから皆食べる。あれがやっぱりハクビシンなんだそうです。だから、うちの近くにも大体80本ぐらいのナス、俺、数えたら4軒ぐらいで植えてるんですよ。盆過ぎになったら全然ナスのほうを食べられない。ナス漬けも食べられない、そんな状態でいるわけです。それはやっぱり自分のうちでちゃんと柵を作ったり、電柵しているところもあります。でも、ハクビシンというのは賢いんですよ。タヌキはタヌキでしかないけれども、ハクビシンは賢い。飛び越えるし。だから箱わなでも使って、やっぱり捕獲するしかないのではないかなとか、そんなふうには考えているわけです。猿は、一定の電柵で一定のやっぱり効果はすごく出てると思います。でも、やっぱりちょっと電気が敏感じゃなくなってくると、まだ入っちゃうんだよね。そんな強くないから。だから、まずそういう箱わななんかこういうの、考えはないでしょうかね。その辺どうですか。ハクビシン。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 先ほども申し上げておりますけれども、ハクビシンのような保護動物でしょうかね、そういったものは大蔵村が鳥獣被害防止計画を県のほうに出してます。それによって、自分のうちの土地、あるいはそういった建物、あるいは農地内に限り、捕獲が可能になってございます。そういうことで決して法に触れるものではないというようなこと、それから、もし希望がありますれば捕獲用の箱わなの貸出しも今後実施をしていきたいというふうな形で、何とか被害を未然に防いでいただければというふうに思っているところであります。その辺に関しても、議員が心配されていることに対してしっかりとした対応をしまいるように考えているところであります。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 須藤敏彦君。

○3番（須藤敏彦君） まずそういうことで、まずその辺の駆除体制をこれからもしっかりとお願いしたいなと思います。まずそういうわけで私の質問は、あとはそんなになんだけれども、やはり何ていうかな、今、動物との戦いみたいなもので本当に大変な世の中になって、やっぱり県、国からいろんな予算を頂きながら、しっかり村民の安心を、安全を守ってもらいたいな

というのが私の考えです。そこでまず、こういういろんな今村長さんのほうからいろいろ見解ありましたけれども、来年度はこういう予算もちよっと計上をちよっと多めにして村民の安心安全を守ってもらいたいということで私の質問を終わりにします。よろしくお願いします。

○議長（佐藤 勝君） ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（佐藤 勝君） 休憩を解き、一般質問を続けます。

7番佐藤雅之君。

〔7番 佐藤雅之君 登壇〕

○7番（佐藤雅之君） それでは、午後からまたよろしくお願いします。

私は、村長に対して今の物価高対策として高齢者世帯へ灯油券配布をというか、灯油支援をということで質問したいと思います。

御承知のように、今、物価高騰対策の一環として国では与野党が、暫定とされていながら50年以上も続く「ガソリン暫定税率」の廃止に踏み切りました。財源確保など一筋縄にはいかない課題が国のほうでは残っているようですが、大蔵村も含めて車社会の地方では一定の負担軽減効果が期待されているところであります。機械的に見てみますと、この暫定税率の廃止によって今どんどん下がってきて、年明けからは正式にスタートするというふうに聞いておりますが、レギュラー1リットル当たり約25.1円、中間のいろんなマージンとかあるので、機械的に言えば25.1円と言われていますが、もうちよっと幅は少なくなるかもしれませんが、こういった減税となると言われています。

他方で、ガソリンと同時に大事な冬期間の、今日から雪も降ってきましたけれども、灯油についてではありますけれども、もともとこの灯油については当然ながら「暫定税率」というものがそもそもかかっていないので、暫定税率が廃止されたからといって灯油価格が下がるわけではない。それは当然のことなんです。ただ住民感情からすればどうかということで質問するものですが、もともとこの暫定税率の対象でないため「値下げ」とは当然なりません。考えてみますと、自ら車等を所有していないケースが多い高齢者や障害者等には、この点で物価対策としての恩恵が受けにくいと考えるところです。もちろん高齢者でも車に乗っている人は当然いますけれども、というわけで高齢者は車等がないために暫定税率の恩恵が受けにくいと

いう状況があると思って質問しています。

それで現在も、高齢者等の低所得者対策として県と村で非課税高齢者世帯を対象に「灯油購入支援事業」を行っているのは当然承知をしています。ただ、近年の物価高は、非課税世帯のみならず、課税世帯の生活をも直撃しています。そこで、令和5年度に村でも実施したことがあります「冬のあったか応援灯油券」のような形で、65歳以上の高齢者世帯や障害者世帯に課税、非課税を問わずに、今年度も「冬のあったか応援灯油券（第二弾）」、仮称ですけども、これを実現すべきだと思いますがどうでしょうか。

なお、これについては、今後、今国で21兆円とかと言われてますけれども、補正予算で物価高対策するということで国の補正予算が実施されようとしておりますが、住民一般への他の物価対策はそれはそれで大事ですが、それとは別枠でこの政策を行うべきだと考えますが、村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「物価対策として高齢者世帯等への灯油支援を」という佐藤議員の質問にお答えをいたします。

令和7年度、大蔵村では、国の低所得世帯の冬の生活応援事業を活用し、村民税が非課税世帯の65歳以上の高齢者のみの世帯、障害者のみの世帯、高齢者及び障害者のみの世帯、一人親世帯の計134世帯へ1世帯につき5,000円の灯油購入費を支援することとし、現在準備を進めております。

政府は、令和7年11月に、『「強い経済」を実現する総合経済対策』を閣議決定し、第1の柱として、生活の安全保障・物価高への対応を示しています。その中の足元の物価高への対応として、佐藤議員がおっしゃるとおり、ガソリン税の旧暫定税率の円滑な廃止を表明し、さきの11月28日にガソリン暫定税率廃止法が成立をしております。

佐藤議員からは、ガソリン暫定税率の廃止に伴うガソリン値下げの恩恵を受けない高齢者、障害者世帯に、課税・非課税を問わず灯油の支援を実施するべきとの御提案がありましたが、ガソリン購入者のガソリン値下げの恩恵と高齢者等への灯油支援は別の話と考えています。このことについては、佐藤議員からも説明があって理解をしておられるというふうに私も感じております。

政府の総合経済対策の中には、ガソリン暫定税率廃止以外に「重点支援地方交付金」の拡充も示されています。灯油などのエネルギーの物価高騰による負担を軽減するため、地方公共団

体が行う地域の実情に応じた物価高対策に対し支援することとしております。

佐藤議員からは、政府の総合経済対策とは別枠で高齢者世帯等への灯油支援を行うべきとの御意見ですが、物価高騰の影響は全国共通の課題であり、国の責任と財源で行うべきと考えますので国の交付金を積極的に活用してまいります。その際は、物価高騰の影響は高齢者等世帯のみに影響を与えているわけではありませんので、高齢者も含めた村民全体に支援が行き届く施策も一つの方向性として検討をしております。

ただし、政府の総合経済対策については、具体的な要綱、予算配分等はまだ示されておられません。国から正式に通知があった際は、その内容を精査し、村としての方針を決定したいと考えておりますので御理解をいただければと思います。

村民の生活の安全保障・物価高への対応につきまして、国県と連携しながら村として実施してまいりますので、議員皆様の御理解をお願いし、答弁いたします。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） ありがとうございます。

国のほうの総合経済対策がまだはっきり決まってないということで、どうするかということだと思うんですが、別枠でと私言ったのは、ちょっと意味、誤解されるかもしれませんが、国の財政も使ってもいいけれども、一般住民にやるものとは別に上乘せでという意味での別枠ということなんで、地方だけでやれということではありません。そここのところも含めていただいて、特に暫定税率との関係で利益は直接受けづらいであろう、受けてる人もいるわけですが、高齢者であっても車に乗る方いますから受けてるんですが、それとの見合いで高齢者のほうにも住民税課税、非課税を分け隔てなく支援をしたらいいのではないかなというふうに思っているわけです。

それで、福祉対策と物価対策は違うというようなことも触れられてましたが、私もそうだと思うんです。もちろん福祉対策もありますが、今回については物価高騰ということで、だからこそ住民税課税、非課税ではなくて、高齢者というくくりではありますけれども幅広く、低所得者世帯だけを支援するわけではなくて課税世帯も含めて支援をしていただきたいと、そういう趣旨で聞いたのですが、その点どうでしょうか。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 佐藤議員のおっしゃるところも分かっているつもりであります。

ただ、私ども今考えている中では、まだこちらのほうが内容分からないというふうに一応言いましたけれども、そういったことも含めて、とにかく村民全員が物価高騰対策に対して恩恵

が受けられる、そういう政策を、得られたお金の中で均等に、理解していただけるような補助体系をつくっていくということでございますので御理解をいただきます。この灯油については、この方向でやるというふうに内部のほうでは決定してございます。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） この方向というのは、住民税非課税世帯の灯油って従来やってたものということですね。（「はい」の声あり）分かりました。

令和5年度には、住民税非課税世帯に限らず、あったか福祉灯油券という形で実施したという実績があるわけですが、あのときはあえて非課税世帯以外の世帯にも支援をするということになったのはどういう事情からなんでしょうか。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） それは、佐藤議員からもその要望があったということはもちろんでありますけれども、村として、ああいったことがなるということは非常に初めてのことといたしましょうか、そういった状況の中で非常に関心事もありましたし、本当の意味で村民が大変だろうなというふうな意味合いでそういうふうな施策、私がいつも常に言っている、小さい村だからこそできる施策というふうなことで、あったか支援というふうな形でやったつもりであります。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） 私もあの政策は非常によかったと思います。どういうふうに区分しても、その境界にある人にとってはもらえないとやっぱり不満は残るわけですが、もちろん住民税非課税世帯を従来どおりやっていくというのは非常に大事なことで、正当性もあるし、大義名分もあるわけですが、どうしてもお茶飲み話になると、あそこはもらって、ここはもらわないという話にどうしてもなりがちで、せっかくだ政策を打っても、それが必ずしも住民の中では逆に不公平だというふうに思われることもあるので、村長がここで国の財政、予算が決まれば広く村民全体にということ考えてるということであれば、なおさら高齢者だけにも偏らない政策を考えていると思われるんで、それは非常にいいことだと思うんですが、ただとにかく遅い。それは村の政権ではなくて、去年、参議院選挙ありました。7月に結果出たわけですが、その後、少数与党という中で総裁選もあったりして、10月中は全然、国のほうが動かないという中で11月になってようやく今出てきてるわけなんです、なかなか住民としては、対策、対策といって、国のほう、選挙の中でも消費税か、それとも2万円給付かということで、ぬか喜びではないですけども何かやってくれるんだなという思いがあったのに何も出てこないことに対する不満や、村も含めて何やってるんだという意見が出てます。そういう中で新たに考え

ている政策、それは決まらなと出せないということなんでしょうけれども、もう少し、でも何らかの腹積もりはあると思うんで、どういう方向で考えてるのかちょっとお聞かせ願えればと思います。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 仮定の話といいましょうか、そういったことはこの場では控えさせていただきます。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） 確かにそうですが、もちろん仮定の話ではあるんですが、この冬どうするかという、もう喫緊の、住民側としては思いもあるんで、概略なり考え方、こういう制度やりますというふうに断定ではなくて、こういう形で分けなく、住民に広く物価対策ができるような形で制度を組むという考え方があれば、あると思うんですが、それを方向性だけでも示せないでしょうか。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 先ほど1回目の答弁で申し上げたように、当然、非課税世帯、そういった方に対してはそういった支援も、村単独の支援、あるいは国から県から来る、そういった交付金を活用していろいろな施策をすることも大事でありますけれども、物価高騰というのはやはり全村民が今受けている状況にあります。そういったことで、それプラス全村民にというふうな形の中で、皆さんがそのお金の使い道として納得をしていただける使い方をしてまいるというふうなことであります。ですので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） 言ってることは分かるんですが、ただ、もう年末になってまいりましたし、ここ1か月、2か月待てば出てくるものではあるのでしょうかけれども、やはり暮らしが厳しい状況の中では、何かあるのかなと思いつながら何もないまま年を越さなくてはいけないという気持ちもあるんで、そこについてもう少し考え方や組立てというか、こんな形で全村民を対象にという、もう少し言える範囲で明らかにしてもらえないでしょうか。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 押し問答になってますけれども、物価高騰対策の支援でございますので、物価高に関わるいろんな支援をしてまいりたいということでもあります。それで御理解をいただきたいと思います。それが、必ずしも非課税世帯あるいは高齢者のみとか、いろんな支援が欲しいというふうな世帯もあるんでしょうけれども、村民全体としての全戸体制、あるいは全員

体制の中の支援がしていけるもの、そういったものを今考えているところでもあります。こういうふうなことを言えば必ずこうなるというようなことで、尾ひれがつくということで、こういったところでの発言は、答弁は控えさせていただくということでございますので御理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） 1つちょっと確認したいんですが、こういう対策をする場合に、生活保護世帯の対応というのはどうなるのかというのは関心があるところで、その時々によって、コロナの時期は10万円給付がありました。生活保護世帯もそれは非課税というか、それによって収入認定はされなかったのではないかと思います。こういった給付を行う場合に、住民税非課税世帯は生活保護世帯ではないので直接は関わらないんですが、生活保護世帯に対しては今回考えようとしている物価対策もこれを収入認定にしたりする考えはあるのでしょうか。それとも、これは丸々経済対策として、物価対策としてやるんだから収入認定はしないというふうな考えでいるのでしょうか。ちょっと角度が急な、急な質問になりましたがどうでしょうか。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） その辺ですね、ちょっと担当のほうの答弁。ただし私が今申し上げてるとおり、踏み込んだといいたいまいしょうか、漠然としたことしか答えられないというふうに思っています。はっきり方針が固まっているわけでもないし、そういったことでこの場で言ってしまうと必ず尾ひれがつくというようなこと、必ずそうなると思っておりますので、その辺は控えさせていただきます。そういうことを踏まえて担当課長。

○議長（佐藤 勝君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 生活保護の世帯につきましては、国のほうで決めますので村のほうで該当になる、非該当ですという判断はしておりません。その時々、国のほうの通知をもって決めさせていただきたいというふうに考えて、決めるのではなくてその指示に従うというふうなところでございます。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） 国のほうで決める部分もあるんでしょうけれども、今度の対策というのは村がある程度独自にできる部分もあると思うので、もちろん課税かどうか、住民の生活保護の場合は所得認定するかどうかというのは国一本で決める部分もあるんでしょうが、今回やる

分については村の裁量というのはそこにはないんでしょうかね。課税認定、課税じゃなくて所得認定しないで、従来どおり生活保護を出すというふうな形にはならず、国が決めたやり方に従うということですかね。

○議長（佐藤 勝君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） あと保護費の支出についても県のほうで決めておりますので、私どものほうで出す出さないというふうな決定はしておりません。村のほうで何かしらの支援を行うとなった場合は、そのときにその部分をどうするのかというのを国県の通知を見ながらそれで判断したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） その辺、国の制度でもあるわけですが、村の制度って、実際運用するわけなんですけど、そういったときに村の裁量というのは一切ないのでしょうか。

○議長（佐藤 勝君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 裁量というのはどういった部分、逆に質問で大変申し訳ないんですけども、その裁量というのがどういった部分、私たちのほうでそれが対象にするとかしないとか、改めて村で決めるということとはできないです。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） ただ、収入認定するものかどうかというのはその時々で決めてるんじゃないかなと思うんです。それも国のほうに準拠して決めてるといえばそれまでなんでしょうけれども。絶対最初からこれは認定するんだというんじゃないで、その時々で世相や状況によって、先ほど言ったコロナのときの対策なんかだと収入認定しないとかなというふうには、それは国レベルでそうしたんだかもしれませんけれども、その辺、村としては個々に決めることは難しいんじゃないでしょうか。

○議長（佐藤 勝君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） そちらについても国県のほうで決めますので、うちのほうとして裁量権は何もありません。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） ちょっと質問通告にはないんですけども、今お米券ということで、鈴

木君徳じゃない、すみません、大変失礼しました。鈴木農水大臣が、ちょっと大変失礼しました、言ってますけれども、お米券についても、実際によっては、ここは生産地でありますから、そこで券をもらうよりも商品券のほうがいいのか、そういった意見も各自治体によっては出てるようです。それも踏まえてお米券についてはどのように思ってますか。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 佐藤議員がおっしゃってるとおりだというふうに思ってます。

私もそのお米券については、大蔵村はお米の、基幹産業が稲作ですので、農業ですので、そういったことで、それはいかなものかなというふうなこともございます。ただ、その辺の使い道というか、お米券についての、必ずしもお米というふうなことではなくて、それに替わる地域振興券であってもいいわけですし、そういったことが村に任されている裁量だと思っています。

何回も繰り返しになってますけれども、物価高騰対策に対する交付金ですので、村に任されている、村が自由に使えるというんでしょうかね、そういったことに対しては大蔵村に合った形、しかも、何回も繰り返しになりますけれども、指定される、いわゆる、何ていうんでしょうかね、年齢的なもの、あるいは経済的なもの、制限ある、それを除いた以外はできるだけ、物価高騰は全村民に関わるものでございますので、できるだけ公平な形でそういった形で使わせていただきたいと思いますか、施策にしていきたいというふうに今一生懸命、中でも考えてございます。来ることはまず間違いないんでしょうから、それに対して、もしこんな使い方ができればねというふうな形で今いろんな形で考えてございます。その一つ一つを具体的に、じゃ言ってくださいとっては、これをやらなくちゃいけなくなる、あるいはできなくなった場合、そういうことを考えた場合、今この場所で言うことはかなわないということですので、そろそろこれで、これに終止符を打ってほしいなというふうに私は思ってますのでよろしくお願ひします。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） 当然、物価対策を考えているということなんで、それは信頼をして立派な制度ができるというふうに思いますけれども、年度末がだんだん近づいてきて、3月ぐらいに実際に現場に行くというのではちょっと遅いような気もするんで、なかなか具体的に何も明らかにならないところで、いつぐらいまでにやるのかというのを聞いてもちょっとしようがない部分もあるんですが、できるだけ早くというふうには決まってるんでしょうけれども、どのぐらいのスケジュール感で、例えば年内にもやれるとかということなのか、年をまたいで、1

月、2月ぐらいには手元に何らかの形で、何らかの券なのか何か分かりませんが、お金なのか分かりませんが届くというようなスピード感なのでしょうか。その辺はどうでしょうか。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今までのそういった交付金についてもそうですけれども、私は国から来た時点で、できるだけ早く村民の皆様方にそれを還元するというふうな形にしていますので、時期的なことは私ははっきり分かりません。1月、2月になるのかもしれない、3月に国から来るようなことはないと思いますけれども、遅くとも2月ぐらいだと思うんですけれどもね。来ればできるだけ早くするということはお約束できます。ただその時期について、もっと早くとか、そういったことは国が関わってることでございますので、それについてはとやかく言うことはできません。そういうことで、来たものについてはできるだけ早く村民に供用といたしましょうかね、使っていただけるような形の中で頑張ってみようと思っています。

以上です。

時期的にちょっと今総務課長が分かっている範囲内で、もしあれば発言してもらいますがどうですか。（「昨年の例であれば」の声あり）じゃ、昨年の例でもお願いいたします。

○議長（佐藤 勝君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 昨年度も同様な時期に同様な形で商品券のほうを配布したと御記憶されていると思いますけれども、やはり昨年、専決処分したのが1月中旬、発送が3月上旬だったかと記憶しておりますので、あとは国の国会のほうで、いかに早く議決していただいて、あと国のほうで村の計画がいつ承認されるかによってちょっとスケジュール感出てきますので参考にしていただければと思います。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） 分かりました。

なかなか具体的なものが見えてこない中では質問ちょっとしづらい部分もあるんですが、私は差し当たって、今回提案した形で2年前にやったような形で、住民税非課税、課税を取り払った形での支援というのもあり得るのかなというふうに思いました。併せて、どういう形での支援になるか分かりませんが、経済対策としての支援であるとするれば、単純に福祉ではないとするれば、地域で還元できるような枠組みというか、やり方でそういった支援をすることになると思うんですが、灯油券なんかだと地域のガソリンスタンドから買ったりして地域の経済にも還元できるような形になってると思うんですが、そういったことも念頭に入れていただきたい

と思うんですが、当然入ってるとは思うんですけども、その辺は地域還元で経済波及効果があるような形、あまり欲張り過ぎてもしょうがないでしょうけれども、住民の物価対策と併せてその地域振興券なりがあれば、それが村の経済の活性化策にもなるような形でやる必要があると思うんですが、その点、何かありましたらばお答えください。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 最初に私が申し上げたとおり、様々制限ある中で、この灯油についての補助をします。そのほかに、そういった方々も含めて村民全員に対しての交付金の恩恵が受けられるようにということです。より厚い支援ができるということです。私は満足していただけるのかなと思ってます。そういった意味で、村のいろんな経済活性化にもなろうし、いろんな形で村民の皆様方からは喜んでいただけるものになるのかなということで期待しております。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） ちょっと時間も早いんですが、対策に期待をして質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤 勝君） 2番伊藤貴之君。

〔2番 伊藤貴之君 登壇〕

○2番（伊藤貴之君） よろしくをお願いします。

私は、じゃ教育長に対しての質問といたします。郷土愛を育む教育についてということで、質問させていただきます。

近年、少子化が一層進み、子供の数が減少する中で大蔵村全体に閉塞感が漂いつつあります。もちろん、この状況を一発逆転させるような特效薬はないと考えます。しかし私は、常に「村がよい方向に向かうためにはどうしたらよいか」を考えております。若い世代ができるだけ村に残り、パートナーと共に子供を産み育てられる環境を整えていかなければ村の維持は難しいということです。そのためには、郷土を愛し、この場所で生きていきたいと感じる人を増やすことが重要であると考えます。

この実現には多くの課題はありますが、今回は「教育」の観点から考えたいと思います。現在、大蔵村の小中学校では、全学年を通じて地域に密着した教育が行われていると認識しています。その教育内容自体は、非常に素晴らしい取組だと私は思っております。ただし、こうした教育の成果はすぐに表れるものではないでしょう。ここで私のいうこの「成果」というのは、言うまでもなくこの教育を受けた子供たちが将来、村に残るということでありまして。

そこで、子供たちがさらに「大蔵村が大好きだ」と思えるようになり、将来の定住につながるようにしていきたいと思います。今後、郷土愛を育み、将来の定住促進につながるような教育をどのような方向性で進めていこうとしているのか、考えを聞きたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 有馬教育長。

〔教育長 有馬眞裕君 登壇〕

○教育長（有馬眞裕君） それでは、私のほうから「郷土愛を育む教育について」という、伊藤議員の御質問にお答えさせていただきます。

人口の減少がますます進む中で、村への定住ということは、非常に重要な課題と捉えております。議員仰せのとおり、郷土、ふるさとを愛し、この場所に住みたいと思う人を増やす、このことは教育においても大切な肝要な部分です。

教育委員会では、昨年度策定しました第2期大蔵村教育大綱においても「ふるさとに誇りと愛着を持ち、心豊かな人づくり」を基本理念に掲げ、現在取り組んでいるところでございます。

議員も御存じのとおり、小・中学校ともに総合学習の中で「OK学習」すなわちOHKURA学習として、地域学習を多く取り入れ、自然体験、農業体験を通して、地域を知り、地域に関心を持ち、学習を進めていく中で地域を愛する心を育ていくカリキュラムを実施しております。小学校では、トマト学習、田んぼ学習など各学年に合わせた特色のある授業活動を行っております。

また、中学校におきましては、OK学習とともに、長年、美しい村プロジェクトに取り組み、より深い探究活動を実施しております。今年度もその成果の一つとして、3年生が修学旅行の中で、銀座のおいしい山形プラザをお借りして大蔵村のPR活動を行うとともに、村の名産品や自分たちで開発したトマトクッキーなどの販売を行ってまいりました。改めて、子供たちはこの活動を通して大蔵村のよさを再確認し、ふるさとへの愛着を深めました。

また、中学校では昨年より地元企業の協力を得て、ジョブ・トライアルという事業を実施しております。仕事について、直接従業員の方にお話を聞いたり、実際に業務を体験し、地元の会社を知ること、自分が将来地元で働き、ここで暮らすためのイメージを持つことにもつながられるような取組になっております。

教育委員会においても、おおくら松の実塾、葉山塾、雪山塾、いわゆる「おおくら三塾」という名称の下、これらの体験活動を実施し、自然に対する価値観や感性、愛着心の醸成を促し、生きる力を育てております。また、合海田植え踊り、大蔵太鼓などの伝統芸能の保存推進を図

ることで、多様な地域交流の場を支え、その活動を通して育まれる地元愛の醸成にも努めております。これらの活動を実施するに当たっては、多くの地域住民の方々にお力をお借りしております。

このように地元を支えてくださる方々との触れ合いによっても、子供たちは村への理解を深め、地域を大事に思う心が育まれていくと考えます。議員の皆様方には、講師などについて快くお引き受けくださっており、また活動の場を提供していただいていることには心より感謝申し上げます。改めて、この場を借りて御礼申し上げます。

では、こうした地域に根差した教育活動が、直接的、即自的に定住志向、促進に結びついているのかをお示しできる内容のものは、現在、正直ございません。

しかしながら、どこにいても郷土、ふるさとを思い、いつか村の役に立ちたい、貢献したいという気持ちを育む教育は確実に子供たちに定着しております。そして、この成果は必ず実を結ぶものと確信しております。

先ほどから申し上げますとおり、このことにつきましては、学校、教育委員会だけでできることではございません。地域の皆様の御協力がなくてはなし得ないものと考えております。

今後とも、議員皆様方には子供たちへの御理解と御協力を切にお願い申し上げ、私の答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤 勝君） 伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） ありがとうございます。再質問させていただきます。

私には娘が3人おりますけれども、皆口をそろえて大蔵村が大好きだと言っております。これは小学校1年生のまち探検から始まりまして、小学校3年生の、私も関わっているトマト栽培体験など、中学校3年生まで続くその地域に根差した大蔵村ならではの総合学習を通して、村に触れて学んできた成果の一つではないかと私は考えております。答弁の中にもその成果という言葉がありました。こうした郷土愛が育っているなど実感できる、その小さな事例といたしますか、そういうのがもっと行政としてもあるのかなというのを伺いたいと思います。

そして、それらの成果が今後どのように、施策とまで言わない、子供たちに対しての、どういう教育に反映させていくのかというのを、その方向性というのをお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤 勝君） 有馬教育長。

○教育長（有馬眞裕君） 改めて非常に難しい質問です。おかげさまで、大変、まず謝ります。

生意気ながらこの職をお預かりして十何年、七、八年ほど前にやっぱりこのOK学習、OHKURA学習、ぜひカリキュラム体験だけでなく、カリキュラムとして1年生から6年、中学校

が3年、そして各学年ごと、1から3の低学、3、4の中学、4、5の高学、中学校に分かれて、それぞれのポジションでカリキュラムを組んできました。今、伊藤議員から、それが積み重なって、小中と、お子様がいい経験、いい学び、ありがとうございます。

ただ、それを具体的な小さな例といえば、一番成果、例えばこれはやっぱり教育分野です。実は、この目標で美しい村プロジェクトという、美しい村づくりからプロジェクトに変えました、5年前に。これは全国の美しい村の認定委員会というんですか、そういったところからも高く評価され、それをぜひ、言葉、現実あるんで、全国へき地学校大会とあるんです。山形に来る、ついでに大蔵の中学校に発表させたい、何とかということでも来ていただきました。その積み重ねの発表、これも僭越ですが、すばらしい発表です。議員の議会にもCDに入れましてあるはずですよ。つまりは一番成果、子供たちなんです。プレゼンテーション、それからコミュニケーション、それから人との接する触れ合い、これ誤解しないでください、失礼な言い方ですが、人を愛する、ぬくもり、優しさ、全て大きな学びになります。そして、そこから強い生き方を学ぶ子供たち、多くなったと思います。長くなりますが、これもきざったらしい言い方ですが、そうした愛、愛を知るには、教育上、時には孤独を学ばなければならない。傷つき、挫折を味わい、しかし、だからこそ1人では生きられない。だからこそ、この村はこれだけ触れ合いがあるんだと。ここで立ち上がれる、その成果は大きくなったと思います。例えば、スポーツ、学習、文化、全国、東北大会、そういったもの、多く出場してます。そして今回、中学校3年、美しい山形のおいしいプラザ、びっくりしました。あれほど、東京のど真ん中で「大蔵村です」「大蔵のトマトです」、看板を作って、作った人の写真つきです。何々さんのトマト、これを売り切ると、次は、何々さんのトマト、もう隣の福井県のプラザ負けてました。やればできる、これが大きなものです。あとは、大変これも口べったいです。二十歳、大学生。大蔵に帰りたい。先生になりたい。地元に戻って勤めたい。正直、私だけでなく教育委員会におる職員に、何人か遊びに来てくれて、高校の「ぎやらくと」。今そういった子供たちが増えてますよ。長くなりました。こんな成果で御理解ください。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） 大変うれしいお話ありがとうございます。

先日、広報委員会で肘折の湯治場ラジオというものを取材いたしました。その中で肘折の方から、親世代が楽しそうにしていると子供も村を楽しみ場所だと思って帰ってくるのではないかと、残ってくれるのではないかとというお話を伺い、大変共感したところであります。私自身、

今年も清水、合海での子供祭りを開催しました。それから、この間の中央公民館のモルック大会などに参加させてもらい、様々な活動に子供たちと楽しんでいるので、よい取組が今年もできたなと思っております。ただ一方で、村のイベントの参加者数というのはなかなか増えていないという現状もあります。今後、行政として親子で参加しやすい仕組みづくり、取組とかイベント参加への促進というものについて、どのように取り組んでいくのかというのを伺いたいと思います。

○議長（佐藤 勝君） 有馬教育長。

○教育長（有馬眞裕君） 何か私ばかりすみません。施策ということで、そうしたイベント、例えばこれも難しいです。ただ先ほど言ったように、昔から言われているのは、親が変われば子供が変わる。親が楽しければ子供も楽しい。やっぱり基本は子供だの大人というより村民全てが笑顔であれば子供は伝わりますね。ありがとうございます。

ただそれをイベントとして取られると、実はですね、ここ最近の三塾、葉山、松の実、雪山、村民少なくなりました。つまり子供も少なくなりました。それで、ちょっと意味合い違うんですが、何名以上来ないと駄目だ、撤廃しました。1人であっても。ただし、保護者が一緒に来れないだろうか。そんなシステムもつくってます。実は今年ありました。親御さんが「俺も参加していがべが」「どうぞ」。そういったイベントへ変えていく。人数そのものも、ペースではなく、たった1人でも、そしてそれがどれだけの意欲を持って、子供たち、保護者がそういった基準でイベントを、基準といいますか、そういった下でイベント等は考えていきたいと思っております。

あともう一点は、数多くあるイベントをこれからはもう少しやっぱり輪を広げた、俗に言うコラボ、限定したものでなく、これをミックスして、学校行事と社会教育をミックスした、できないだろうか。ちょっと今、職員のほう必死になって、お金は使わずアイデアでというようなことで頑張っております。着実、地道に頑張りたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） ありがとうございます。

親世代の話ですけれども、基本的に我々世代も親世代でありますけれども、大蔵村が嫌いだという人はいないと思います。しかしながら、つい子供に対してネガティブな「村、何もねえかもしれねえ」「ねえや」というネガティブなことを言う場面もあるのが現実であります。私はどこに暮らしていても、その努力が実るような場所であれば幸せというのは変わら

ないと考えておりますし、あとは親世代が大蔵村に住んでいることを誇りに思うと胸を張って言えることが大切だと私は思います。そこで、親世代がこの郷土に誇りを持ちまして前向きに子供へ地域の魅力を伝えていけるような、そういう取組や環境づくりについて、これも大変難しい質問になるんですけれども、教育長としてといたらいいか、村としてといたらいいか、その認識を伺いたいと思います。

○議長（佐藤 勝君） 有馬教育長。

○教育長（有馬眞裕君） 続いて、村のほうで答えられればと。

教育サイドで親を対象に、本当にこれは本当に教育だけではないですよ。親というより村民。私は今、教育委員会でも、子供をよく育む距離、村育、そのまんま村を育むと書いて村育、村育のためにはどうする。やっぱりこれ教育部門だけでは無理です。ただ、だからさっき言ったように、今後、やっぱり教育委員会も新しい庁舎もできる、そういうところに一緒に入る、機会があれば産業振興課、時には総務課と含めるような、事業があれば教育とコラボというようなことでプラスアルファのものが生めればという感覚は持っているというところまでしか答えられなくて申し訳ありません。

○村長（加藤正美君） 通告がなかったんで考えてなかったんですけれども、今、でも伊藤議員がおっしゃることは、教育だけにかかわらず、村全体の在り方、当然、村民として、また親としてどうあるべきかということが非常に問われる問題かというふうに思っています。

よく我々、首長会で話し合うこと、我々首長がまずは何もない地域だとは言わないようにしようと。何でもいい、雪でも何でも多い。その雪をどんなふうを活用するかというふうなことを考える、あるいは災害が多ければ、その災害をいかにして少なくする、あるいは最小限にとどめるように考えるか。それが我々首長であり、大人の考え方、働き方であって、それを子供たちにしっかり伝えていくこと、そういうことこそが生きざまを知らせるというんでしょうか、そういったことで大事なのではないか。我々大人が、何もないところ、そして退屈なところだということが、長年の経過によって子供たちがそのことを頭に入れて、勉強を一生懸命にしていい学校に入って、いい会社に入ってというふうなこと、そのいい学校、いい会社がなかなか地元にはない、だから都会に行くんだというふうな負の連鎖、見方によってはいいほうの連鎖なのかもしれませんが、見方によっては逆に負の連鎖になってしまう、そんなことも考えているところであります。

そういったことで、機会があつて私はこの村の首長をさせていただいております。そういったことで、まずこの首長になって一番考えたことは、大事なことは、村づくりは人づくりです

よね。それが基本になります。そういったことで、まずは予算の確保だろうというふうに思っ
てございます。なぜかといいますと、大蔵村は私になる以前から教育には非常に一生懸命な村
でございました。そういったことで、一般会計の総予算の中で1割が教育費というふうなこと
をずうっとこれキープしてまいったところであります。

ですから、その実例としまして、先生方、大蔵小学校、大蔵中学校、その前は村内に5校、
6校あったわけでありますけれども、その先生方が口をそろえて言ったことは、大蔵村は教育
予算が豊富で、いわゆる各学校に配分されている、いろんな教材費だったり、そういった事務
費だったり、そういうものが非常に恵まれているというようなことを今でもおっしゃってい
ただいてます。例えば学校のいろんな、何ていうんでしょうか、不具合、例えばドアが開かない
とか、あるいは子供たちが使う教材について壊れているとか、あるいは子供たちがガラスを割
ったとか、いろんなそういうふうな突発的なことにあっても、教育委員会に一言電話を入れる
と、もうその電話が終わるか終わらないかにもう担当の職員が来て、それに対して、どんな方
法でそれを解決するか、対処していただけるというふうなこと、私は今までの中で何人もの先
生にそんなことをお伺いしました。

それは、一つの村の姿勢として、そしてそれを管轄する学校、教育委員会として、いかに学
校を、子供たちを大事にしているか、いわゆる学べる場の環境づくり、そういったものに対し
てもしっかり配慮しているというふうに私は言えるというふうに思います。そのことを、多く
の学校を赴任してきた先生方が特に肌で感じることだというふうなことをおっしゃっていただ
きました。これは、実にすばらしいことだと思ってます。口先だけで言うのは簡単ですけど
も、それを実際にそういった形でしっかりと示してくださっている。それが役場として、そし
て執行部として、村づくりは人づくりを最大限に掲げている、その一つの表れなのかなと思
っています。そういったことで、いろんな目標掲げる、それを具現化していく、そのために
は予算が必要になってまいります。その予算をしっかりと生み出す、つくり出す、そういうこ
とも大事なのかなと思っています。

それから、やっぱり大事なことは親御さんに最大限の責任を持たせることだと思うんですね。
もちろん子供たちを預かる学校、あるいは保育所、いろんなところもございますけれども、最
後の責任者は親だということを、村として、あるいは教育委員会として、あるいはPTAとし
ていろんな形の中でそれをしっかりと自覚をさせていくというふうなことが、私はこれからの
責任ある、自主性のある、そして責任性のある子供を育てていくキーワードになっていくん
ではないかなというふうに思ってるんですね。それをいろんな思いで、考え方も多々あると思う

んですけれども、親御さんたちが先生のせいにする、環境のせいにする、そういうことではなくて、親自身こそが最高の責任者というようなことを、子供たち、自分の子供だけじゃなくて、いろんな子供さん方にその姿勢をしっかりと訴えていく、そういうことも大事なことなのかなと思っています。

私はそんな思いで今まで頑張ってきたつもりではおるんですけれども、なかなか力不足で、そのことがまだ道半ばでございます。そういうことを議員の皆様方、あるいは教育委員の皆様方、あるいはいろんな組織の皆様方が横の連携をしながら、そういうようなことに向かえば、伊藤議員の目指す本当の意味での、大蔵村がみんな好きになれる、そんな子供たちが生まれていくし、これから今、各自治体が消滅の危機にあるというふうな中であって、光り輝く自治体になっていけるのかなと思っています。

これから今回、5年に1度の国勢調査も行われました。そういったことで、人口減少、本当に、ああ、こんなに減ってしまったのかと非常に残念な結果が出るかもしれません。でも、数字は数字としてしっかり認識はしていかなければいけないんですけれども、じゃあ、これからどんなことにすればその減る率が少なくなるのか、そういうこともしっかり考えていける、そういうことを、これから議会の場、あるいはいろんな組織の会合の場で村民一人一人が真剣に考えられるような、そういった提案ができるような、我々村役場、大蔵村役場でありたいなというふうにこれから考えてまいりたいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） それでは、続けて質問いたします。

あとは、先ほど教師というか、先生たちのお話もあったんですけれども、教育現場においては、先生方というのは決められたその時間の中で、言い換えればほかの勉強もしなければならぬのにこうして総合学習への取組というのも時間を割いて頑張ってくれている人がいると思っております。現場の努力があってこそその取組と私は思っております。その先生方が安心して、こうした教育にこれからも取り組んでいけるような必要なサポートや課題というのはいかに認識し、共有して解決に向けて取り組んでいるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤 勝君） 有馬教育長。

○教育長（有馬眞裕君） 教育現場、教員の質、またはチームワーク、やっぱり今、全国的に教員不足です。その理由として、ブラック企業というような名称で言われています。今、伊藤議

員が言われたように、多種多様にわたって時間が、働き方改革、ただ、この、私は働き方改革というのは、時間をスムーズにという内容だけではないと思うんです。働き方というのは、やっぱりその教育職務に対する捉まえ方をどこで、やっぱり能率よく辛抱強くこなしていくかという改善であると思ってます。その条件としては、やっぱり私は必ず先生方には、やっぱりこれはどの町村もそうでしょう。まず地元の村民に町民に市民になってください。これは絶対です。ですから、やっぱりそれを基にまず村を、ですから、この計画書でも言ってるんです。子供がここで生まれて、子供が学ぶ、一緒に教員もOHKURA学習をしてください。やっぱりそこを大事にしております。やっぱり先生方が、質がというか、スキルアップ、ジャンプするには、やっぱりもちろん環境、ハード面、ソフト面、先ほど村長言われたとおり、大蔵は1クラス1名の学習指導員、配置になってます。他ではありません。当然これは子供が少なくなれば当然少なくなってくるであろうかと思えます。ただ、そういった面でやっぱりフォローアップできる体制もつくっております。

あとは、おかげさまで各学校材料、議員の皆様方の御理解で80万円ほどの予算、1校、学校材料の予算、それで先生方が学び、研修、他の町村よりは積極的にしております。そういう点もやっぱり現実に質を上げるという点にもつながっていき、魅力ある大蔵村の教員になるかなと思っております。あとは保護者の方々、おっかない保護者もいますが、絶対優しくて家族のような保護者、村民である、これも大きな力です。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） ここまでの話を発展させますと、郷土愛を育むという教育は、それだけでなく、福祉、産業、地域活動とも密接に関わってくると思います。交流人口、関係人口、定住人口の増加、増加といふとなかなか難しいと思うんですけれども、そういう取組としては非常に重要な要素だと私は考えております。今回のテーマはその教育を通して村に住む人を増やすという視点でありますけれども、同時に外から来る人を受け入れやすい、開かれた大蔵村というのですか、そういうのも大切だと思います。それも肘折のラジオのときに話を聞いたところで、そういうことも出てまいりました。この点について、そういう方向性というのはあるのかというのは、それは教育長に対してちょっと聞いてみたいんですけれどもよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐藤 勝君） 有馬教育長。

○教育長（有馬眞裕君） ちょっと教育サイドより、もう全体を超えた内容ですので、ちょっと

即答と言われると、責任あるんで、伊藤議員、勘弁してください。ただね、やっぱりただ人間、人づくりという点では教育も農業も同じだと思います。

最後に私は言いたいの、よく合い言葉として、夢を持って、夢をなくすな。ただね、私は、夢をなくすことよりも、自分自身を信じられなくなることが一番つらいことだと思ってます。常に自己肯定感、やれる、俺はやっていける、大丈夫だ。その意欲です。前にも言いました。学習の結果ではなく意欲を持たせる。夢であり、活動であり、生きるそのものの意欲を育ていければ、つまりは村づくりも教育として支援できる部分は、その一助になればと思い、回答でお許してください。

○議長（佐藤 勝君） 伊藤君、それでよろしいですか。（「はい」の声あり）質問を続けてください。

○2番（伊藤貴之君） 最後に、この教育を通して、そういう教育を私は村の宝を育てる大切なことであると思いますし、現状のこのすばらしい教育をこれからも続けてほしいなという思いで今回質問させていただいたわけであります。

これからも学校と教育委員会、それから地域と親ですね、協力して頑張っていきたいと思います。ということで質問を閉じます。

以上です。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤 勝君） 以上で本日の一般質問を終わります。

残り2名の方は、一般質問はあした、2日目に行います。

以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、明日、12月5日金曜日午前10時より開会いたしますので御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時07分 散会

令和7年12月5日（金曜日）

第4回大蔵村議会定例会会議録
（第2日目）

令和7年12月5日（金曜日）

出席議員（10名）

1番	早坂民奈君	2番	伊藤貴之君
3番	須藤敏彦君	4番	海藤邦夫君
5番	八鍬信一君	6番	加藤忠己君
7番	佐藤雅之君	8番	斉藤光雄君
9番	鈴木君徳君	10番	佐藤勝君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	越後享君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	田部井英俊君
住民税務課長	岡部雅人君
健康福祉課長	中島輝美君
診療所事務長	
産業振興課長	若槻寛君
地域整備課長	早坂健司君
会計管理者	鳴海由紀子君
危機管理室長	
デジタル推進室長	佐藤克也君
教育課長	羽賀明美君
総務課課長補佐	門脇毅君
産業振興課課長補佐	八鍬充教君
産業振興課課長補佐	井上沙織君
地域整備課課長補佐	今井啓之君

地域整備課課長補佐 三 原 伸 也 君
教育課課長補佐 八 欽 弘 君

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名
議 会 事 務 局 長 佐 藤 信 一 君

議事日程 第2号

令和7年12月5日（金曜日） 午前10時00分 開議

第 1 一般質問

第 2 議第76号 大蔵村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
設定について

第 3 議第77号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について

第 4 議第78号 最上広域市町村圏事務組合理約の一部変更について

第 5 議第79号 最上圏域下水道共同管理協議会規約の一部変更について

第 6 議第80号 令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第6号）

第 7 議第81号 令和7年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

第 8 議第82号 令和7年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第3号）

第 9 議第83号 令和7年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第4号）

第10 議第84号 令和7年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

第11 議第85号 令和7年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第4号）

追加日程第1 議第86号 大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

追加日程第2 議第87号 大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

追加日程第3 議第88号 令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第7号）

追加日程第4 議第89号 令和7年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第4号）

追加日程第5 議第90号 令和7年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第5号）

追加日程第6 議第91号 令和7年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第5号）

追加日程第7 議第92号 令和7年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第3号）

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

午前10時00分 開議

○議長（佐藤 勝君） 皆さん、おはようございます。

昨日から今日にかけての雪の量ですけれども、思ったより少なく、大変うれしく思っております。

昨日は4名の方の一般質問、誠に御苦労さんでした。今日も2名の方の一般質問でございます。内容の濃い議論になりますよう期待いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（佐藤 勝君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問に入ります。

通告順に発言を許します。

1 番早坂民奈君。

〔1 番 早坂民奈君 登壇〕

○1 番（早坂民奈君） おはようございます。

2 日目になりました。

私は昨日のうちに答弁できるかと思っていたんですが、今日になってしまいまして、ちょっとどきどきしています。

今日は、「脳ドックに補助ができないか」ということで、村長にお尋ねいたします。

病気の早期発見、治療に役立つ人間ドック。当村では受診率が県内でも高く、健康意識も高いのではないのでしょうか。がんや内臓疾患は現行のドックで見つけられ、治療や予防に大いに役立ち安心しています。しかし、脳疾患のドックは村の補助がなく、自己負担による受診となっています。簡易的な検査でも2万円から3万円超えて、一般的な検査は5万円を超えています。村では人間ドックや帯状疱疹など、国の施策に応じて補助金制度があり、大変ありがたいと思っています。私個人も1万円かからずにドックを受けており、ありがたく実感しているところです。そこで、ぜひ脳ドックにも補助を考えていただきたい。県内で補助をしている町村は山形市、米沢市、そして最上郡では鮭川村が行っています。まだ少なく、それぞれ条件も違います。しかし、自覚症状の出にくい脳の病気、脳梗塞、脳出血、脳血管障害を65歳以上が罹患した場合、要介護の状態になる原因の1位であると厚生労働省のデータで示されています。

村ではピンピンピックやサロン活動を通して、健康に対して他町村に先駆けて施策を行っていますが、病気による要介護を減らすためにもぜひ脳ドックの補助が必要であると考えているが、村長の考えをお伺いいたします。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 皆さん、改めましておはようございます。

今、議長からも御挨拶ございましたけれども、昨日は本会議、一般質問、誠に疲れさまでございました。本日も、最終日ということになりますけれども、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、「脳ドックに補助はできないか」という早坂議員の質問にお答えをいたします。

大蔵村では、「ARUKO（歩こう）OKURA（おおくら）」、これ、ちょうど反対からするとこういうふうになるということ、非常にいいことを気づいていただきまして、ローマ字でこんな形で表しております。「歩いて増やそう 健康貯筋」の健康スローガンの下、保健事業計画を立てて様々な事業を実施しており、その一つに健診事業があります。

村民の皆さんが自分の健康状態を把握するとともに、自発的に健康づくりに取り組むことができるよう、村では国民健康保険や後期高齢者医療に加入されている方々だけではなくて、社会保険加入の方に対しましても基本健診や各種がん検診の助成を行っているほか、健診結果の報告会や定期健康相談の場を通して、保健師からのアドバイスを行っているところであります。

早坂議員がおっしゃるとおり、大蔵村国民健康保険、被保険者の特定健診受診率は、令和6年度、県内自治体で2番目に高く、また特定保健指導の実施割合は全国的にも高い数値となっております。

大蔵村の死亡原因は、令和4年山形県保健福祉統計年報によると、死亡総数は73名でしたが、そのうち脳梗塞、くも膜下出血などの脳血管疾患で亡くなられた方は9名で、悪性新生物疾患、心疾患などに次ぎ、3番目の死亡原因となっております。

質問の脳ドック受診費用補助につきましては、これまで検討段階までは至りませんでした。このような状況を踏まえ、また、頭部MRIなどの精密検査により、脳梗塞など特定の病気を早期に発見し、早期の治療を開始できるという点で効果が大きいこと、一度発症すると、後遺症が大きいことを考慮し、今後実施してまいりたいと考えています。ただし、早坂議員がお調べになったとおり、脳ドックへの補助を行う自治体は増えておりますが、対象者を国民健康保険被保険者に限定しているところもあれば、公的医療保険制度の種類に限定せず、住民全体と

している自治体、また受けられる年齢もまちまちで、助成金額も幅があります。もちろん、脳ドック受診を希望される全ての方に、助成することができれば理想ではありますが、公的医療保険制度によっては、既に補助を行っているところもあり、その整合性も考慮しなくてはなりません。さらに、既に実施している自治体に聞き取りを行いました。課題や懸念事項もありました。財政状況も含め、これらを十分勘案した上で、条件等の具体的な内容は今後検討してまいりたいと思っております。脳血管疾患にならないために、健康だよりを通じて、減塩の重要性や、動脈硬化予防について周知もしており、健康教室や訪問指導なども行いながら、包括的に、脳血管疾患対策を引き続き継続してまいりますので、議員皆様方の御協力をお願いし、答弁といたします。

○議長（佐藤 勝君） 早坂民奈君。

○1番（早坂民奈君） 前向きな答弁、ありがとうございました。

私が脳ドックということを知ったのは、本当にここ最近だったんです。ある方から、鮭川村でその助成をしているけれども、大蔵村はないのかなということで、え、脳ドック、人間ドックはあるけれども、脳ドックってあるの、というのが、恥ずかしながら本当に私初めてそこで気づきました。それでいろいろ調べたときに、村長がおっしゃったように、社会保険なり共済組合のほうの、そういうところでは助成をなさっているというので、調べてみたら、国民健康保険というところではなかなかそれを実施している自治体があまりなくて、ここにも書いてありますけれども、条件がもうまちまちでした。

一応鮭川村さんの要綱なんですけれども、ちょっと失礼します。65歳以上で上限2万円というふうな形で、それも本当に希望者という形で行っております。

それでまず脳ドックとは何ぞやというところがちょっと皆さん御存じだと思いますけれども、説明させていただきます。

脳ドックとは、頭部MRI、MRA等を用いて脳に関係する疾患の判断や疾患リスクの早期発見等を目的とする健康診断の一種です。早期予防、早期発見を目的としており、脳の状態を詳しく調べることができます。脳ドックは日本独特の予防医学で、人口100万人当たりのMRI台数は日本が世界一、保持しているということです。脳ドックで発見できる脳疾患、脳血管疾患は、脳の病気は自覚症状が出にくい一方で、突然発症することが多く、死につながる人が多い疾患です。脳血管疾患は日本人の死因として4番目の多さとなっており、2021年の脳血管疾患による死亡者数は10万4,595人に上ります。脳血管疾患を発症する人は、年間29万人以上。発症した人のうち、約3人に1人は亡くなるという疾患だそうです。また、寝たきりにな

ってしまう病気としては最多で、介護が必要になる病気としても2番目に多いと言われており、自分や家族の生活に支障が出るのが少なくない。これを早期に発見することで、定期的に脳ドックを受けて異常がないかどうかを確認することが重要というんですが、定期的というのはちょっと難しいかと思うんですけれども、私自身も、あー一頭痛いな、どっか痛いな、でもこれ病気じゃないから、どうなるんだろうなあ、というところでちょっとお尋ねしたら、病気だったら、県立病院なりなんんりのMRIを持っているところに行って診療できるから、そのときは私自身の3割負担でできるんですけれども、ここに書いてありますように、簡易的なもので2万円から3万円、一般的になると5万円以上ということは、ちょっと頭痛いくらいではそこまで検査しに行くのはなあというのが、多分私だけではなくて多くの方がここでちゅうちょしているのではないかと思いましたが、調べさせていただいたら、鮭川村さんなり、山形市、米沢市であったので、村でもどうかということで質問させていただいたんですが、この中で答弁の中でも、今後実施していただくという前向きな答弁だったんですけれども、その中で実施している自治体で課題や懸念事項、これどういう内容だったのか、ちょっとそれ、お尋ねしてよろしいでしょうか。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 早坂議員からこの質問があつて、当然担当課としていろいろなことを調べさせていただきました。そういったことで、その聞き取りを行った際にいろんな課題が見えてきたというふうなことでございますので、このことに関しましては、担当課長のほうからお答えさせますので、よろしく願いをいたします。中島課長ですので、よろしく願いします。

○議長（佐藤 勝君） 中島健康福祉課長。

○健康福祉課長（中島輝美君） 聞き取りを行ったところだと、鮭川さんは1回だけという助成になっているんですが、ほかの自治体ですと5年たてば受けられるという制度になっているところもありまして、そうすると、もう受ける人が固定化されてしまって、誰のための補助制度なのかちょっと分かりにくくなっているというところがあるようです。あと、早坂議員おっしゃったとおり、ほかの加入している公的医療制度とか、今、会社によってはもう、福利厚生で脳ドック助成を行っている企業がもう増えておりますので、その確認作業、実際に本当にその5年の間に会社のほうで受けていないのかという確認作業がとても煩雑になっているということ聞いております。

○議長（佐藤 勝君） 早坂民奈君。

○1番（早坂民奈君） 各会社ごとの5年ごとなんですけれども、私今回ちょっと国保にちょ

っと特化してお尋ねしているので、そちらのほうはまた別の話かなとちょっと思いました。それで、鮭川村さん、40歳以上で医療保険から脳ドックに係る助成を受けていない方、これ対象者なんですけれども、そしてドックの本当に鮭川村さんのちょっと参考にさせてもらって申し訳ないんですが、最上郡なのでこの辺をちょっと参考にさせていただいております。脳ドックの検査内容が頭部のMRI、あとはMRAによる検査を含むものということで、助成額が2万円を上限として県内医療機関で実際に要した額の2分の1の額というふうになっております。そして、これは10年とかそういうのはあんまりかかってはいないんですけれども、頭が、私が今受けたとして、10年の間にどうなるかは分からないんですけれども、一度でも受ければ何となく安心するのかなと。そうやって何でもないんですけども、また頭が痛くなったら今度はもう本当に医療機関にきちんと行って受診をして、そしてドックとしてではなくて、医療として、脳波なりこのMRIを取るんだと思うんです。鮭川村さんは、どれだけの方がちょっと受診したかは分からないんですけれども、ここで40歳以上とはなっているんですが、村の場合は60歳以上なりなんなりの、ちょっと年を上げて、年齢を上げてもいいので、ぜひとも財政面いろいろあるとは思いますが、その辺をよく考慮して実施していただけたらなと思います。それで脳ドック、私も先ほどお話ししましたけれども、脳ドックということを知らない人が多分たくさんいらっしゃると思うんです。今日もちょっとテレビを見ていたら、带状疱疹のCM、流れておりました。带状疱疹にしても、知らなかった人がそういうふうにCMを通して、带状疱疹のワクチンがあるんだなということがあるので、本当は国に私は周知をしていただきたいなと思うんですけれども、带状疱疹で、あんまり亡くなるということは、あんまり聞かないんですけども、昔から脳溢血やそれで塩分控えろ、そういうことを言われて酒飲むな、昔から年取った人は頭の病気で亡くなるか、がんというよりも頭の病気で亡くなる方が多かったのに、いつの間にかがん、がんがんがんってだんだんがんのことばかりが大きくなってしまって、脳に対する病気の周知というのが、私はちょっと、もっと周知してもいいんじゃないかなと思っておりました。それで、人間ドックを受けている方、健診を受けている方がどんどん、私健康推進委員もやっているんですけれども、減ってきております。一生懸命、保健師さんなり、皆さん頑張っているんですけれども、もういいわという形で受けている方が少なくなっているの、ぜひとも脳ドックの助成はまだ決まっていなくてもいいかもしれませんが、脳ドックというのがあるんですよということを健康だよりの中で、ちょっと周知していただけたらなと思うんですけれども、これは今のところは、助成もまだ決まっていませんけれども、頭の痛い方は、県立、徳洲会病院、そういうところで脳の検査ができるんだよということが、健康だよりの中

で何かの機会に周知ということは可能なのでしょうか。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今早坂議員のほうから、この脳ドックに関わるいろんな考え方、方法、あるいは、啓蒙の方法とかございました。

それはぜひ、脳ドックを大蔵村として考えていくということで、そのことはお知らせをしたわけですので、今答弁したわけですので、それに対して関わること、今議員から言われたことも含めて考えて、よりよい形で村民に周知できるように、そして、山形県内で何か所か脳ドックの検診を行っているところがあるわけです。それについても、開始年度についてもばらばらでございます。先ほど申し上げたとおり、内容についてもばらばら、これからやる場所ですので、その各自治体のいいところを取って、大蔵村に合った形でしっかりと脳ドック受診をしていただけるように頑張っ、て、いろんなことを詰めてまいりたいと思っています。幸いにもうちには、荒川先生、あるいは部外ですけれども歯医者というようなことですけれども、伊藤先生、そのほかにも県からの派遣医師の高橋先生がいらっしゃいます。そういう先生方の指導の下に、いろんなことを考えていけるのではないかなというふうに思っております。そういうことで、決して役場の職員だけの思いつきとかいろんなことじゃなくて、喜んでもらえる、せっかくやる事業でございますので、そういったことで村民にしっかりと周知をして、より健康を保っていただけるようなことに頑張っ、てまいりたいと思っています。先ほど議員からもお話がございました。まずは自分の体は自分でしっかりと管理をすることが大事。そういったことにおいては、ある程度高齢者になってきますと、いろんな体の問題が出てまいります。それに関して、大蔵村では村独自の介護予防とか、あるいはピンピンピックとか、それから公式ワナゲ、そういうこともやっております。特にこのピンピンピックに関しましては、日本全国にもいろんな形で知れ渡っ、て、各行政機関で大蔵村に視察といいましょうかね、そういったことでもおいでになっています。そのぐらいいろんなことで、テレビやマスコミ等で紹介をしていただいているわけでありますので、これを機に、さらに村民の健康志向、そして自分がやっぱり健康を守っていくんだというふうなことをしっかりと周知をしていきたいというふうに、改めて今感じているところであります。そのことに対してしっかりと努力をしてまいります。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 早坂民奈君。

○1番（早坂民奈君） 今回の答弁で、私もっと村長に強くお願いしようかなと思っていたんですけども、本当にもう前向きな答弁いただいたので、まだ決まっ、てはいないと思うんですが、

いつ頃実施というか、そういうのは決まるのでしょうか。まず1年後、2年後でも構いませんので、早ければ早いほどいいんですが、何かそういうふうな時期的なあれって決まっていますでしょうか、教えてください。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今ちょうど、これから予算の査定に入ります。そういった中で、担当課との話ですけれども、できれば早めに来年度から、できれば私の思いとしてはそういうふうに、村長として担当課に指示をしたいと思います。ただ、担当課としても、いろいろな関連があつて計画があると思いますので、その辺は詰めさせていただきます。だから、今発言したのは私の思いだけですので、そういうことで御理解をいただければというふうに思っております。善は急げ、で頑張ってます。

○議長（佐藤 勝君） 早坂民奈君。

○1番（早坂民奈君） 時期は明確にはいかないし、条件もいろいろあると思いますので、今年は、来年度は無理でも、その次というふうなこともありますので、近々、そういうのが実施できるというふうに捉えてよろしいでしょうか。そういうふうに本当に脳ドック、結構いろんな方に、若い方でも、家族で亡くなっている人がいるもんだから、自分は脳ドックを受けたいんだよなあという話を鮭川村の方にしたら、いや、うちではしているよということで、そこから今度私のほうに話が来たんですけども、やはり家族にそういう方がいてもいなくとも、頭の病気って本当に自覚症状がないんですね。これはちょっと恐ろしいなと考えていたので、今回村長にこの答弁いただきまして、私は安心しております。もうこれ以上お話ししても、村長の思い、伝わりましたので、ぜひとも前向きに検討していただいて、早い時期にそれが実施できることを願って質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤 勝君） 次に、4番海藤邦夫君。

〔4番 海藤邦夫君 登壇〕

○4番（海藤邦夫君） 最後になりますけれども、昨日から大変御苦労さまでございます。村長、御苦労さまでございます。まず、最後によろしくお願ひいたします。

私は「村を流れる最上川堤防の嵩上げについて今後の取り組みは」ということで、村長に伺います。

近年、台風や線状降水帯の発生により、大雨が頻発し、河川の増水、氾濫、堤防の決壊や越水による浸水被害が最上川の上流、中流で毎年のように発生しています。清水、合海地区の堤防は、約50年前に完成し当時の増水には対応できていたものの、令和2年の大洪水では、あと

1メートル水位が上がれば越水する危険な状況にあった。堤防が削られ決壊した場合には、集落の浸水は避けられず、役場前の電柱に示されている「想定浸水深2メートル」に達することが想定されています。こうした被害を防ぐには、堤防のかさ上げが必要であり、被害が発生してからでは遅いと思います。

現在、国土交通省新庄河川事務所では、「最上川中流・上流緊急治水プロジェクト」により、河床掘削や白須賀堤防の50センチかさ上げなど、様々な対策を進めていただいています。しかし、より低い位置にある白須賀の堤防はもちろんのこと、清水、合海側においても、安心して暮らせるだけのかさ上げが必要であると考えているところがございます。村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 「村を流れる最上川堤防の嵩上げについて今後の取り組みは」というふうな海藤議員の質問にお答えをいたします。

最上川堤防のかさ上げに関する質問は、令和元年12月議会、令和2年9月議会、令和3年12月議会においても同様にいただいております。

最上川の治水事業につきましては、議員の皆様方も御承知のとおり、令和2年7月の豪雨災害を踏まえ、国土交通省が「最上川中流・上流緊急治水プロジェクト」を策定し、清水堤防の漏水対策や、白須賀地区の堤防かさ上げ、作之巻、白須賀、清水地区における最上川の河道掘削など各種対策を講じてきております。

昨年7月の豪雨災害では、最上地域や庄内地域において甚大な被害を受けたことは、記憶に新しいところであります。特に、戸沢村蔵岡地区では、輪中堤や排水機場といった施設が整備されていたにもかかわらず、想定を大きく上回る最上川の水位上昇により、堤防から越水し、ほとんどの家屋が床上浸水の被害を受けました。改めて、自然の脅威を痛感したところであります。

本村におきましても、道路や河川、水道などの公共施設の被害、大規模な土砂崩れや新田川の破堤による農業被害、内水による住宅浸水など、多くの被害が確認されました。一方で、令和2年の豪雨災害を契機に国土交通省で実施している河道掘削や支障木伐採等の事業により、水位低下と流下能力の向上が図られたことが奏功し、堤防からの越水被害が発生しなかったと認識をしております。

国土交通省では、令和6年7月の豪雨災害を受け、同規模の洪水に対して堤防からの越水を防止することを基本目標とした「最上川下流・中流緊急治水プロジェクト」を新たに作成し、

引き続き河道掘削や堤防強化などの対策を進めているところでございます。

治水対策は、流域全体の水害軽減を図る観点から実施されており、村といたしましても、緊急治水プロジェクト事業の進捗状況や、年々激甚化する洪水被害の状況を注視しながら、清水堤防、白須賀堤防のかさ上げ、堤防強化を国土交通省及び関係機関に対して引き続き要望活動してまいりますので、議員の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げ、答弁といたします。

○議長（佐藤 勝君） 4番海藤邦夫君。

○4番（海藤邦夫君） 今の現在の堤防ができてからというものは、堤防が完全にできたものですから、水害がなかったんですけども、内水の問題はありましたけれども、それまでは随分、やっぱり水害というものは発生しておりました。うちの前のあそこまでというか、前は、あそこまで船が来たということをおっしゃっていましたが、あそこまで来たくらいのあれなんですけれども、あの当時のまた水害と、今のこの現在の本当に線状降水帯とか、大規模な大雨による水害と違いますか、ましてや今、寒河江ダムができましたけれども、あそのこのダムがもう放流といたしますか、水がいっぱい放流するとなつて、もしあれが放流した場合は、まず最上川の水位にまたそれを上乗せするような形に載ってくると思うんですよ。本当に今、昔の水害と違って、昔の水害だったら畳ぐらいで済んだかもしれませんが、今は電化製品が随分なつて、それこそ個人的には甚大な被害になると思うんですよ。それをもってやっぱり今、そういうふうな中で、今堤防の掘削はしておりますけれども、あれを水害に使うというのも一時的なもので、本当にまた1年後、また水害というか洪水が起きた場合はあそこにすぐ堆積されるような状態で、あと何年もつかも分かりません。その中で、これからといたしますか、やっぱり村自体としても、もっともっと堤防に対して国土交通省なり、それなりに要望していかなくちゃならないかと思うんですが、村長の考えを伺います。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） まさに水害に対しては、海藤議員がおっしゃるとおりだというふうに思っております。そういったことで、私をはじめ議員の皆様方と一緒になつて、中央要望を展開しているわけでありまして。そのほかに、我々、最上川中流下流の同盟会としても、緊急治水プロジェクトの実行というようなことで再度行っております。実はですけども、令和7年度の最上川中流改修促進期成同盟会ということで、10月30日に、まずは新庄河川事務所を皮切りに、それから東北地方整備局にこの日陳情要望に行つてまいりました。そのときは、もちろん今、海藤議員がおっしゃった近年の豪雨、あるいは線状降水帯、あるいは河川の状況、そういったことを詳しく説明しながら、整備も、そしてさらなるそういった災害予防というふうなことで

特に今注視されているのが、事前防災というふうな考え方であります。事前防災というのは、災害が起きてから対応するのではなくて、危険が想定される、あるいは様々な災害が想定される、そういうところに対してしっかりとお金をかけて整備をするというふうなやり方であります。そのやり方は、結局災害が起きてからよりも、より少ない予算で、莫大な効果を生むことができるというふうな考え方であります。大蔵村の例を取ってみますれば、令和2年のときに最上川のいろいろなところ、例えば白須賀の堤防越水で人家あるいは農地が甚大な被害を受けました。これについても、もちろんでありますけれども、内水も含めて清水、合海等の被害もございました。そのほかにも、通り、赤松、烏川というふうなことで、令和2年に対しては非常に大きな災害となったわけであります。翻って令和6年ですよ、そのときもそれ以上の雨が降ったはずなんですけれども、大蔵村に関しては、その後の最上川中流治水プロジェクト事業の中で、河道掘削、あるいはその他支障木の伐採、それから堤防の幅出し、そういったかさ上げも含めてですけれども、いろんな対策をしていただきました。それによって、最上川の被害がほとんどなかったんですね。これは、大きな成果だというふうに思っています。私は、国や県に行ったときには、必ずこの事例として出します。事例ということは、実際にあったことですので、人を説得するには一番効果があるんですね。そういったことで、令和2年と令和6年の比較を申し上げますと、もちろん写真とかそういうものを使ってですけれども、説明すると、なおさら皆さんから理解をしていただく。それを持って、東北地方整備局、それから国の財務省、国交省にも行っています。国交省では、今財務省の許可がなければ、財源の裏づけがないものですから、なかなか事業ができない。そういったことで、昔のように担当部署にだけ要望に行くのではなくて、財務省、まず最初に行ってほしいということで、今我々は財務省に要望活動を展開しております。そういったことで、今、日本全国でこの豪雨によるいろんな災害が起きていますけれども、そういったことで、予算はかなり分散されて、大変な時期でありますけれども、何せ人と財産、そういったものを守る予算でございまして、いろんなことを割いても、そちらのほうに回していただいているというのが現状であります。そういったことで、今海藤議員から言われたことは、とてもとても大事なことでありまして、まして、この大蔵村の3分の1の人口を擁する清水、合海地区、この堤防は命のとりでであります。そういった中において、これをしっかり守るといったことは議員のおっしゃるとおりでありますので、私も今までの村長の職歴の中で、特に強く要望してきたところであります。今後も議員の皆様方と力を合わせながら、この運動をさらに展開してまいりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

それから、国交省には、すみません、ちょっとお待ちくださいね。11月28日、最上郡の首長全員が参加して、それぞれの要望をきっちり伝えてございます。今、海藤議員から言われたほかに、川向こうの畑地区の堤防もきっちり要望してございます。サス崎もそうであります。そういうことで、白須賀の堤防かさ上げ、それからこの清水堤防の強靱化というふうなことも併せて要望しておりますので、ぜひ議員の皆様方のお力もお貸し願いたいというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 4番海藤邦夫君。

○4番（海藤邦夫君） 村長には本当に前向きな答えをいただけて、本当にありがたく思っているところでございます。ですが、やっぱり令和2年でしたっけ、あの年がやっぱり一番のネックだったかなと思うんですが、最上川のほうで、大蔵に対しましてもあの年がやっぱり1メートルぐらい上がっていたらば、これは越水するというので、今までにないぐらいの水だったと思うんです。役場庁舎もやっぱりその水害があったということで、今移転するわけでございますけれども、今、住民の中にもこういう話があるんですよ。何で役場ばかりあっち行って、何で清水住民はどうするんだ。そういうふうな意見も随分あるんです。やっぱり言われてみると本当にそうなんです。住民抜きにして役場やるからといって、役場は安全ですけども、住民はこれからどうするかって、やっぱりその堤防がある限りは大丈夫だとは言えますけれども、これから50年、100年に1回という水害が明日来るかも、来年来るかも分からない時代ですからね。そのことに対して、ちょっともう1回お願いいたします。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 海藤議員をはじめ、議員の皆様方に今のことについて誤解を解いておきたいというふうに思います。私は、水が上がるために、役場が引っ越しするのではありません。建物の老朽化です。あくまで、60年以上経過して、耐震が行われていない。そういった中で、建て替えが必要になってまいりました。ここに役場を置いて、別のところに建てたほうがいろんな意味で都合がいいんです。そういうことで、場所についてはあの場所に決定をしましたが、決して村民を取り残して役場だけが安全なところに引っ越しをするのではありません。そのことの誤解を、まず議員の皆様方も一緒になって解いていただきたいというふうに思っております。

それからもう一つ、今やはり堤防破堤もそうですけれども、内水が今までは問題でありました。この堤防ができてから、越水は一度もございません。50年以上経過していますけれども。

その後、堤防を築堤してから、これは最上川中流の中で一番早く築堤された堤防であります。これだけ大蔵村のこの清水地区、合海地区を県として最重要していただいたんですね。そういったことで、この強靱な堤防を造っていただきました。その後で、いろんな改革をして改修をしてございます。矢板、鉄板を埋めています。そういうことで、堤防の下を通ってくる水も防いでございます。それから、堤防の幅も肉づけを厚くして、より強固なものにしています。かさ上げもしています。そういうようなことで、こちらのほう、清水の大蔵橋から下流のほうは完成堤防であります。上流はまだ完成堤防ではありません。ですから大蔵村としては、まずは白須賀地区の完成堤防というふうなことで、かさ上げを特に強力にお願いしております。それから、内水であります。清水、合海地区については、今まで舟形地区から入ってくるいわゆるトンネルといいましょうかね、何て言います、あれ。昔の用水、そこから来る水が内水を助長しておりました。そういうことで、茶色な水であります。あそこを通ってくるものですから、それも村として、今年度の中で、扉をつけまして、一切入ってこないようにしました。あれも400万円ほどかかっています。それもちょうど計画的に内水処理というふうなことでやっています。今回、これから皆様方に議会のほうで予算づけをお願いする、内水の排水ポンプ車の整備も考えてございます。それも、国のほうから通知がございまして、2次募集に応募してほしいというふうなこと、必要であればというふうなことです。予算計上しておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。これは、非常に性能いいもので、本当に大蔵小中学校のプールを僅か何分で排水できるというふうなものであります。6つのポンプでしたっけか、（「6台」の声あり）6台で、8分であの水を全て排水できるそうであります。それぐらいの能力のあるものであります。ですから、値段も相当高くなります。ですけれども、これも緊自債というふうな国の補助制度を使って、全ての金額、全てを起債しまして、借りることができます。そして、その7割還元というふうなことになりますので、ほぼもらったに等しい形の中で、有利な起債の中で求めることができます。そういったことですので、ぜひ御承認を賜りたいというふうに思います。そういうことで、一度にはできない、いわゆるその今までの懸案事項でありました内水、あるいは洪水、そういったものを計画的にきっちりと対応してまいりましたので、まずは解決できるのではないかなと思っています。ですから、今村民の皆様方がいろんなことをやゆされて、恐らく申し上げていると思うんですけれども、村民を取り残して、自分たちだけが、役場の職員だけが、安全なところに引っ越すのではなくて、より安全なところはもちろんでありますけれども、そういった意味で引っ越しをするんだと、建て替えをするんだというふうなことを、皆様方から誤解を解いていただくようお願いをしたい

なというふうに思っているところであります。海藤議員には特に地元の議員さんとして、そのことを強くお願いをしたいものだというところであります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 4番海藤邦夫君。

○4番（海藤邦夫君） 今本当に、内水問題を解決するというか、大丈夫だということで本当に大変感謝するところでございます。内水問題も、やっぱり烏川のアそここの一番の入り口が私ネックだと思っていたんですよ。アそこ、ある程度閉じてしまえば、閉じるというか、やっぱり塞げば内水の問題はそんなに重く考えることはないなと考えているところでした。それはどうもありがとうございました。内水の問題を本当に解決じゃないですけど、もうほとんど問題がないということであれですけども、本当にありがとうございます。堤防が、もうかさ上げということなんですけれども、やっぱり何ととっても、堤防ってやっぱり前の堤防もそうなんですけれども、50年前したんですけれども、私たちが小学校の頃ですかね、最上川で水泳していたその頃からやって、できるまで相当20年、30年かかっていますんでね。やっぱり堤防なんてやっぱりそうそう簡単にできるって、やっぱりそういうこと思いませんけれども、やっぱり地道に言動して、そして、もし堤防が水害でもって越水した場合はこういうふうになるんですよということを、村民の、もし堤防を越水して、清水、合海の人たちが果たしてこの土地に何人残るかってやっぱり、もし考えたら、本当にぞっとするんですよ。ほんで大蔵の過疎問題というのもありますけれども、それに輪をかけて、また過疎に広がっていくと思うんですよ。やっぱり10年、やっぱり30年、40年もかかる中で、その段階でもってまた水害起きたらって思うと、やっぱり、私住民の一人としてちょっと考えるところで、ちょっとその点お願いします。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） まさに海藤議員のおっしゃるとおりだというふうに思っています。私は役場の仕事、行政の仕事として、いろんなことはあると思います。福祉から始まっているいろんなこと、ただ一番大事なことはやっぱり村民の生命、財産を守ること、これが一番大きな仕事かなというふうに思っています。そのことについては、いろんな方策があって、例えば災害からそういった皆様方を守る、あるいは被害が起きても、災害が起きても、それを最小限に食い止めるようなこと。そういった、多々いろんなことありますけれども、そのことを使命として、私ども役場職員一同、それから議員の皆様方、そして村民の皆様方と手を携えながら、そういうのを、いろんな災害なんかに対応してまいりたいというふうに思っています。

それから一言付け加えさせてください。先ほど海藤議員のほうからダムの問題、ございました。これも非常に大事な問題です。山形県にはそれぞれ、多目的ダムが多々ありまして、その

水をためるためのものもありますし、それから災害を防ぐためのものもごございます。計画的放水を、災害が来る前に放水を早めるというふうなことを、今までは1週間とかそういうふうな期限付だったんですけれども、それを事前に早くをして、災害が来たときに水をためる能力を高めるといふようなことも、今国のほうで考えられているというふうな情報もございました。こういうことも、地域住民から出たいろんな御意見を、国のほうとしては反映をしてくださって、できるだけ災害に対して災害が起きないようにするというふうな一つの方法だと思っています。そういうことで、海藤議員も言われたことだと思いますけれども、ダムについてもそういうふうないい情報があるということをお知りおきをいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 4番海藤邦夫君。

○4番（海藤邦夫君） 本当に今まで私も考えた中で、この取組がそういうふうな状況になっているということで、本当に私も一日も早いといいますか、一年も早いといいますか、堤防がある程度かさ上げされないと、やっぱり安心できないですね。本当にどんな大雨が来て、線状降水帯が来て、やっぱり堤防の決壊というか越水がするって、そういう最上川ですから、大きな川ですから、山形県の米沢から流れてくる川ですから、これが全然そういう心配はないということとは、絶対ないと思うんです。やっぱり川が流れている限りは、その堤防の越水ということが一番考えていかなきゃならないかなと思っていますところでございます。やっぱり、その点に関して、ちょっともう一度お願いします。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） あと、大事なことをもう一つ、今の海藤議員がおっしゃったこと、もちろんでありますけれども、最上川、大変長い、山形県を横断する河川でございます。そういうことで、非常に管理が大変だということ。最上川も上流、中流、下流というふうな形でそれぞれ区分を決めてございます。その中で、流域治水というふうな考え方、つまり私どもから言えば、大蔵村だけ洪水にならないような、そんな方策は国として認めることができないということですよ、早く言えば。最上川全体の安心安全を保っていくよということですので、計画的な整備になるわけでありまして。そういったことで、この清水、合海の場合は、高さも幅もよそのところよりもずっと丈夫にできているというふうなことで、これからは最上川の大蔵橋下流については、まずは河道掘削、そういったもの、あるいは支障木の伐採でしっかり対応していくということ。それから上流のほうはまだ完成堤防ではありませんので、それについてはかさ上げをしていくというふうなこと。それから今回、戸沢村のほうが非常に川の堤防の高さ、

あるいは国道と併用をしておったものですから、高さが決められておったというふうなことで非常に脆弱なものでありました。そういったことで、今は河道掘削を最優先してやってごさいます。そういうことで、流域治水ということで最上川全体の流れとしての整備を考えているということでごさいますので、そこも御理解をいただかなくてははいけません。そういったことで、海藤議員については、もちろん水が上がらないようにするというふうなところを国のほうでは頑張っておりますけれども、そういうふうなことでなかなか清水の堤防については、かさ上げは今のところはちょっと予算はつかないよというふうなことだろうというふうには私考えてごさいます。そういったことで、それ以外の河道掘削、支障木、あるいはいろんな深さを求めるための工事とか、そういうことはやってまいりますというようなことでしたので、誤解のないようお願いをしたいと思います。とにかく、被害を未然に防ぐような対応を村、県、そして国とともに協力をし合いながらやっていくということで御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 海藤邦夫君。

○4番（海藤邦夫君） やっぱり河道掘削って、それを足しにしても、やっぱり何といても、あれは一時的なもので、河道掘削って一時的なものでありますから、堤防というの、かさ上げというの、私たち一番求めています。やっぱり後世にそういうふうな、禍根を残さないような施策を取ってもらって、これから地道に堤防のほうも頑張ってみていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これで質問を終わります。どうもありがとうございます。

○議長（佐藤 勝君） 以上で一般質問を終了します。

ここで休憩します。

再開は11時10分とします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（佐藤 勝君） 休憩を解き、会議を続けます。

日程第2 議第76号 大蔵村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について

○議長（佐藤 勝君） 日程第2、議第76号大蔵村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する

基準を定める条例の設定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 一般質問、お疲れさまでございました。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議第76号大蔵村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について。

この議案は、児童福祉法の一部改正に伴い、乳幼児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める必要があるため、本条例を制定するものでございます。詳しい内容につきましては、教育課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 羽賀教育課長より議案の詳細説明を求めます。羽賀教育課長。

○教育課長（羽賀明美君） 議第76号大蔵村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について。

大蔵村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

大蔵村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例。

内容の詳細につきましては、過日、行われました全員協議会の折に御説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

最後のページを御覧ください。

附則から読み上げます。

附則

この条例は令和8年4月1日から施行する。

令和7年12月4日提出

大蔵村長 加藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議第77号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の設定
について

○議長（佐藤 勝君） 日程第3、議第77号督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてを議題とします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第77号督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について。

この議案は、村税等に係る督促手数料を廃止するため、関係条例について所要の改正を行うものであります。

詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 岡部住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。岡部住民税務課長。

○住民税務課長（岡部雅人君） 議第77号督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について。

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例。

この条例につきましては村税等に係る督促手数料を廃止するため、関連する11条例を一括改正するものです。

条例の内容につきましては、過日、議員全員協議会で説明させていただきましたので、内容説明と条文の読み上げにつきましては割愛させていただきます。

次のページをお開きください。

附則から読み上げいたします。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前に納期限の到来した歳入に関し発した督促状に係る督促手数料については、その督促状を発した日にかかわらず、なお従前の例による。

令和7年12月4日提出

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので、質疑に入ります。伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） 前回の全員協議会で説明いただいたんですけども、ちょっと補足して聞きたいことを。

まず、督促状はまずやるということで、QRコードとか、何ちゃらペイとかというので支払えるということで、その手数料も抑えられるよという説明だったんですけども、いまだにそういうのができない、デジタル系のことができない人に対してはやっぱり督促状を送ると思うんですけども、10万円の減額なるってありますけれども、これが何で、廃止したことによって、かえって損したというようなことって考えられますか。

○議長（佐藤 勝君） 岡部住民税務課長。

○住民税務課長（岡部雅人君） こちらにつきましては、今伊藤議員もありましたとおり、QRコードがついたことによりまして、納期限過ぎた後に当初の督促手数料のついていない納付書を、金融機関に持って行ってそのQRコードで支払いした場合、督促手数料を頂くことができないというのが今現状となっております。そういった方と、役場に例えば納めに来た方については督促手数料はそのまま頂くことになっておりまして、不公平が生じておりますので、そういったことを是正するための改正になります。なお督促手数料10万円ほど減額になるというのがありますが、それにつきましては、今まで以上に納期限内の納付の勧奨、そして未収額の少しでも減らすようにということで、それ以上に頑張っていきたいと考えております。

以上になります。

○議長（佐藤 勝君） 伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） 今の説明聞きますと、収納率の面では、それは頑張るとい、ありましたけれども、収納率の面でのその変化というのはどういうふうを考えているんですか。

○議長（佐藤 勝君） 岡部住民税務課長。

○住民税務課長（岡部雅人君） 督促手数料、100円頂いているわけですけども、それを廃止したことによって、期限内納付が一気に納付率が悪くなるといったことは、ほかの先行している市町村の状況を見てもそういったことは特にないようではありましたが、先ほども申し上げたとおり、これまで以上に納付内、期限納付のほうの勧奨を図っていきたいというふうを考えております。

以上になります。（「分かりました」の声あり）

○議長（佐藤 勝君） 加藤忠己君。

○6番（加藤忠己君） 督促手数料が100円というのは分かったんですけども、遅延手数料というのはどうなっているんですか。その辺、ちょっと。

○議長（佐藤 勝君） 岡部住民税務課長。

○住民税務課長（岡部雅人君） 督促手数料とは別に、期限内に納めなかった方へのペナルティーの意味合いの延滞金というのはございまして、それに関しては、これまでと同様に頂くことになっております。それに関しては、金額と遅れた日数につき何%というような格好で、毎年何%というのは変わるんですけども、それで頂いております。それについては、これからも変わらないということでございます。

以上になります。

○議長（佐藤 勝君） 加藤忠己君。

○6番（加藤忠己君） その延滞と申しますか遅れた分は、大体何か月ぐらい遅れるとそういうのをつくか、大体どういう計算なのか、言える範囲でお願いします。

○議長（佐藤 勝君） 岡部住民税務課長。

○住民税務課長（岡部雅人君） そちらにつきましては、今金利のほうも大分低くなっておりまして、それに合わせたような延滞金も率になっておりまして、そして延滞金のほうが1,000円未満である場合は、延滞金のほう、頂かないということになっておりますので、やや高額な方で、もう半年、1年近く延滞しないと、まずつかないかなというぐらいの金額となっております。（「はい、分かりました」の声あり）

○議長（佐藤 勝君） ほかにないですか。（「なし」の声あり） 質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり） 討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第78号 最上広域市町村圏事務組合同規約の一部変更について

○議長（佐藤 勝君） 日程第4、議第78号最上広域市町村圏事務組合同規約の一部変更についてを議題とします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第78号最上広域市町村圏事務組合理約の一部変更について。

この議案は、最上広域市町村圏事務組合の新消防庁舎移転並びに事務の整理に伴い、共同処理する事務及び組合事務所の位置を変更するため、組合理約の一部を変更するものでございます。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 田部井総務課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 議第78号最上広域市町村圏事務組合理約の一部変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、最上広域市町村圏事務組合理約の一部を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

最上広域市町村圏事務組合理約の一部を変更する規約。

最上広域市町村圏事務組合理約（昭和45年指令地第12454号）の一部を次のように変更する。
内容につきましては、過日、議員全員協議会で説明いたしましたので、本文読み上げを割愛させていただきますと思います。

附則になります。

附則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

ただし、第4条の変更規定は規則で定める日から施行する。

令和7年12月4日提出

大蔵村長 加藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので、質疑に入ります。伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） 78号の紙の第3条中の表中というところで、広域医療システムの整備に関することというのが削除になっているわけですが、これについてちょっと詳しいことを教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤 勝君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） これにつきましては、最上広域で昭和52年から平成18年度まで休日在宅当番医制事業を実施していたようです。新庄市におきまして、平成19年の4月から夜間

休日診療所を開設したことから、広域における当番医制事業は終了しております。それに伴いまして、現在は広域において広域医療システムに関する共同処理を実施していないので、それで今回割愛ということになりました。

以上でございます。（「分かりました」の声あり）

○議長（佐藤 勝君） ほかにないですか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第79号 最上圏域下水道共同管理協議会規約の一部変更について

○議長（佐藤 勝君） 日程第5、議第79号最上圏域下水道共同管理協議会規約の一部変更についてを議題とします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第79号最上圏域下水道共同管理協議会規約の一部変更について。

この議案は、最上圏域下水道共同管理協議会の事務の管理及び執行に要する経費に係る各関係市町村の負担割合を変更するため、一部を変更するものでございます。

詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 早坂地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 議第79号最上圏域下水道共同管理協議会規約の一部変更について。

最上圏域下水道共同管理協議会規約（平成11年規約第4号）の一部を次のとおり変更することについて地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により議会の議決を求める。

最上圏域下水道共同管理協議会規約の一部を変更する規約。

最上圏域下水道共同管理協議会規約（平成11年規約第4号）の一部を次のように変更する。

別表の1の表中「60%」を「66%」に、「40%」を「34%」に改める。

附則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年12月4日提出

大蔵村長 加藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第80号 令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第6号）

○議長（佐藤 勝君） 日程第6、議第80号令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第80号令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第6号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に1億7,870万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ53億6,790万円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に、繰越明許費につきましては、「第2表 繰越明許費」に、地方債につきましては、「第3表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） それでは、補正予算書の2ページをお開きください。

議第80号令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第6号）

令和7年度大蔵村の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,870万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億6,790万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

それでは、6ページをお開きください。

第2表 繰越明許費。

9款消防費1項消防費。事業名が排水ポンプ車購入事業。金額は8,300万円でございます。

隣のページを御覧ください。

第3表 地方債補正。

変更でございます。起債の目的、緊急防災減災事業債。補正前の限度額1,780万円、補正後の限度額3,660万円。

起債の目的が緊急自然災害防止対策事業債。補正前の限度額8,600万円、補正後の限度額1億9,900万円。

合計が補正前の限度額3億9,490万円、補正後の限度額5億2,670万円。

起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

12ページをお開きください。

歳入でございます。

12款分担金及び負担金2項分担金2目農林水産業費分担金100万円。

14款国庫支出金3項委託金2目民生費委託金75万円。

15款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金797万6,000円。

16款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金70万7,000円。

17款1項寄附金1目一般寄附金90万円。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金3,300万円。4目ふるさと大蔵村応援基金繰入金90万円。

20款諸収入4項5目雑入166万7,000円。

次のページをお開きください。

21款1項村債6目土木債3,000万円。7目消防債1億180万円。

次のページを御覧ください。

歳出になります。

1 款 1 項 1 目議会費5,000円の減。

2 款総務費 1 項総務管理費 3 目財政管理費2,460万7,000円。 6 目企画費150万円の減。 8 目情報システム費394万円。 9 目村営バス事業費96万8,000円。 11目諸費12万2,000円。 13目デジタル推進費16万5,000円。

次のページをお開きください。

2 項徴税費 2 目賦課徴収費94万8,000円の減。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費235万4,000円。

○健康福祉課長（中島輝美君） 3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費 1 万7,000円。

2 目国民年金費75万1,000円。 3 目老人福祉費168万円。 7 目後期高齢者医療費 9 万1,000円。

次のページをお開きください。

2 項児童福祉費 2 目児童福祉施設費150万円の減。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費1,030万1,000円。 6 目環境衛生費 1 万9,000円。

2 項清掃費 1 目清掃総務費 1 万3,000円。

3 項 1 目簡易水道費82万5,000円。

次のページをお開きください。

○産業振興課長（若槻 寛君） 6 款農林水産業費 1 項農業費 2 目農業総務費、財源内訳の変更となります。 3 目農業振興費318万6,000円の減。 6 目農地費1,000万円。

2 項林業費 1 目林業総務費10万円。

7 款 1 項商工費 2 目商工振興費150万円。 3 目観光費 7 万円。

次のページをお開きください。

2 項 1 目地域活性化促進費10万円。

○地域整備課長（早坂健司君） 8 款土木費 1 項土木管理費 1 目土木総務費104万3,000円の減。

2 項道路橋梁費 2 目道路維持費545万円。 3 目道路新設改良費50万5,000円の減。 4 目橋梁維持費2,000万円。

次のページをお願いします。

○危機管理室長（佐藤克也君） 9 款 1 項消防費 1 目非常備消防費16万円。 2 目消防施設費25万円。 3 目水防費8,300万円。 4 目危機管理費 5 万4,000円。 5 目防災無線管理費1,923万4,000円。

○教育課長（羽賀明美君） 10款教育費 1項教育総務費 3目スクールバス運行管理費85万円。

2項小学校費 1目学校管理費15万4,000円の減。 5目学校給食費 9万1,000円。

次のページをお開きください。

3項中学校費 1目学校管理費31万4,000円。 5目学校給食費25万5,000円。

4項社会教育費 1目社会教育総務費 6万円。

11款災害復旧費 2項 1目公共土木施設災害復旧費20万円。

それでは、2ページのほうへお戻りください。

令和7年12月4日提出

大蔵村長 加藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので質疑に入ります。

なお、質疑の場合はページ数と節までお願いします。伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） 13ページの17、寄附金ですけれども、企業版ふるさと納税90万円増です

けれども、具体的にどこからもらったというのは言えないのかなあとは思いますが、

そこら辺、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤 勝君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） こちらにつきましては、新聞報道でもされておりますが、三和食品から頂いたものです。失礼しました。

○議長（佐藤 勝君） 伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） 何だや、こうやって途中から補助というか寄附頂けるといふ、大変ありがたいんですけども、今年の積み重ねで企業版といふのはどのくらいなつたもんですか。

○議長（佐藤 勝君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 今回、今補正のほうを計上しているものは1件分でございます、あと2件ほど、この予算編成した後に申込みがございまして、2件分でございます。企業版のふるさと納税につきましてはこの後1件の頂いております。あと、一般寄附金につきまして、あともう1件の申込みがございました。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） 大変ありがたい寄附なんですけれども、これ、増やしたいなあって思っていますんで。どうしたらいいかといふのを今一緒に考えていきたいと思いますので、質問じ

ゃなくて意見です。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） ほかにありませんか。佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） 26ページと27ページ、28ページなんですが、小学校と中学校の学校給食費ですけれども、小学校のほうは9万1,000円、中学校は25万5,000円ってことなんですが、値上がりしている状況は、原因は物価高騰でしょうか。

○議長（佐藤 勝君） 羽賀教育課長。

○教育課長（羽賀明美君） こちらにつきましては、議員おっしゃるとおりで、米代になります。米代の値上がりが続き、3月分までの購入に対する不足分が生じたため、増額させていただくものでございます。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） もともとが幾らかというのがあってしょうけれども、小学校は9万1,000円で済んでいて中学校が25万5,000円ってことで、中学生のほうを食べるかもしれませんけれども、数は少ないわけですね。この差はどういうふうにかえたらいいんでしょうか。

○議長（佐藤 勝君） 羽賀教育課長。

○教育課長（羽賀明美君） 小学校に関しましては、昨年当初予算の計上時に令和6年度の実績回数、人数にて計上しております。令和7年度に入りまして、長期休み、夏休みが長くなったことによって給食回数が減っておりますので、その分、増加分をそこで見ることはできますので、小学校のほうは増額が少なくなっています。

以上のような理由になります。（「分かりました」の声あり）

○議長（佐藤 勝君） ほかにないですか。伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） 排水ポンプ車についてですけれども。

○議長（佐藤 勝君） 何ページですか。

○2番（伊藤貴之君） すみません。27ページです。

この間の説明も受けたんですけども、使い方に対するルールとか、それからそういうもろもろの優先順位かな、運用のそういうもろもろのことというのは、もう今の時点で少しもう検討しているところなんですか。そこら辺、ちょっと聞きたいと思います。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） 導入の方向性が決まったのが9月頃でございます。今回、議決をいただきましたら、これから管理の方法とか、利用の、さっき言った優先度というものは、やっぱり事前に想定しておかないといけないことだと思いますので、議員仰せのとおり、その

辺は実際運用なるときまで詰めていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） これは基本的に言うと失礼な言い方しますけれども、ここの地区に対しての排水ポンプかなって思っているんですけども、他地区でもやっぱり水上がりとかなくなった場合、合海もなって、作之巻もなったとかっていった場合って、1台しかないものをどうやって運用するのかってその辺はまだ決めていないのかもしれないですけども、考え方としてどういう感じだか教えてください。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） もちろん1台常備することになるわけですが、それだけでは足りないような災害状況が起きる可能性がございます。その際には、今最上広域で保有しておるポンプ車を呼んでその現場に配置する、もしくは国土交通省でも排水ポンプ車、各地区に管理して持っておりますので、令和2年の災害のときにも御覧になりましたとおり、大蔵村にはそのとき全部で9台の排水ポンプ車が配置されております。そのような、いろんな各省庁等の配備状況を確認しながら、こちらに派遣していただいて、いろいろな箇所想定される内水だったり、そういうふうなものに内水の災害に対応していくという想定でございます。

以上です。（「分かりました」の声あり）

○議長（佐藤 勝君） ほかにないですか。（「もう1点」の声あり）伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） 23ページをお開きください。

農地費の前の農業振興費についてですけども、山間地域等農業機械導入支援事業費補助金が減額されているということで、この辺についての詳しい経緯を教えてくださいたいと思います。

○議長（佐藤 勝君） 若槻産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 今年度の申請件数が1件だったということで、想定していた金額よりもかなり少ない申込み件数だったというふうな状況の中で、減額となっております。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） これは村長の肝煎り事業と言っていいか、村のお金で補助金を出すということで、本当にいい補助金ですので農業者に対してはぜひ使っていただきたいなと私は思う

んですけれども、ちょっとここら辺、職員の人とも話したんですけれども、ある程度機械、この補助金使って更新した、完全じゃないと思うんですけれども、したからってこういうふう
に飽和状態になっているんでないかという話もちよっとしたところです。これからの方向性、
これ、毎年こうやって減額補正するようではちょっと予算として上げるというのを、今年1年
で判断はできないんですけれども、そういうふうにだんだんなってくると思いますんで、これ
からの方向性とかというのは、ちょっと考えているものかなあとって、質問させていただき
たいと思います。

○議長（佐藤 勝君） 若槻産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 今、議員おっしゃるとおり、この制度施行されてから8年たち
まして、これまで34件ほど補助して農業機械の更新をしていただいているという状況の中で、
該当地域が限られているということから、皆さん、そういった該当の方がある程度の更新が終
えられたのかなというふうな状況もあると思われま。ただ制度開始当初、導入された機械も
そろそろということも出てくる可能性もございますし、今後も該当地域で農業をされる方、も
しくはこちらのほうからその地域に出向いて農業をされる方も出るやもしれません。そうい
ったことを考慮して令和8年度につきましては、令和7年度と同様の予算措置をしていきたいな
というふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） 実績、まだそれは来年のことなんか分からないんですけれども、そうい
った営業活動と言わないけれども、ぜひ使ってけろと言う、周知するというのも大切ですが
ども、もしそうやって飽和状態ですよという場合になれば、該当するその地域を広げるとか
いう、方向性も私は持っていてもいいのかなって思うんですけれども、その辺の考えはどう
ですか。

○議長（佐藤 勝君） 若槻産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） この事業の趣旨といたしましては、山間地域で農地の集積、集
約がかなわず、国や県の事業の採択要件に合わないところを対象としているというような状況
でございますので、その対象地域についてはこれからも変更するという考えは今のところ持
っておりません。

以上です。（「分かりました」の声あり）

○議長（佐藤 勝君） ほかにないですか。斉藤光雄君。

○8番（斉藤光雄君） 24ページの土木費の3の熊高桂線道路改良の設計業務委託料ですけれども、50万5,000円の減額になってはいますが、これで今現在、まだ道路工事も発注になって通行止めであって、まだ来年も何かできていない状況で、この前説明を受けたときも、設計変更になると。そういうような状況だったわけですが、また新たに、今年度の分のこれは予算計上ですけれども、新たに設計し直しで、また五、六千万円の計上になるということによろしいのでしょうか。

○議長（佐藤 勝君） 早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） こちらの減額につきましては、今年度、熊高桂線の道路改良をしております実施設計の終わりを以て、その残額の減というふうなことで、今後道路改良については設計等、予算計上する予定はございません。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 斉藤光雄君。

○8番（斉藤光雄君） そうしますと、新たに決まった設計変更の内容の分もこの中に全部含まれていて、これで来年度以降は全部実施されるということですね。

○議長（佐藤 勝君） 早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） こちらのほうは、熊高桂線の道路改良の予算ですので、この事業につきましては今年度で完了いたしますので、来年度以降はございません。

以上です。（「分かりました」の声あり）

○議長（佐藤 勝君） ほかにないですか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第81号 令和7年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（佐藤 勝君） 日程第7、議第81号令和7年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第81号令和7年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

この議案は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額に599万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,860万5,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 岡部住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。岡部住民税務課長。

○住民税務課長（岡部雅人君） それでは、補正予算書の32ページをお開きください。

議第81号令和7年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和7年度大蔵村の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ599万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,860万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、38ページをお開きください。

歳入になります。

6 款繰入金 2 項基金繰入金 1 目国民健康保険基金繰入金335万6,000円。

7 款 1 項 1 目繰越金263万9,000円。

次のページをお開きください。

歳出になります。

3 款国民健康保険事業費納付金 1 項医療給付費分 1 目一般被保険者医療給付費分、こちらにつきましては、財源内訳の変更になります。

9 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 3 目保険給付費等交付金償還金557万5,000円。 4 目その他償還金42万円。

それでは、32ページにお戻りください。

令和7年12月4日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がない

ようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩します。

再開は午後 1 時とします。

午前 1 1 時 5 4 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

○議長（佐藤 勝君） 休憩を解き、引き続き会議を続けます。

日程第 8 議第 8 2 号 令和 7 年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（佐藤 勝君） 日程第 8、議第 82 号令和 7 年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第 82 号令和 7 年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第 3 号）。

この議案は、へき地診療所特別会計歳入歳出予算の総額に 120 万 1,000 円を追加しまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 4,101 万 1,000 円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第 1 表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 中島診療所事務長より議案の詳細説明を求めます。中島診療所事務長。

○診療所事務長（中島輝美君） 補正予算書の 44 ページをお開きください。

議第 82 号令和 7 年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度大蔵村のへき地診療所特別会計補正予算（第 3 号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 120 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 4,101 万 1,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

50ページをお開きください。

歳入です。

1 款診療収入 1 項外来収入 1 目国民健康保険診療収入200万円の減。 2 目社会保険診療収入300万円の減。 3 目後期高齢者診療収入10万円。 5 目その他の診療収入420万円の減。

3 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金1,030万1,000円。

次のページをお開きください。

歳出です。

1 款総務費 1 項施設管理費 1 目一般管理費120万1,000円。

44ページにお戻りください。

令和7年12月4日提出

大蔵村長 加藤 正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので、質疑に入ります。伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） 何ページということでもないんですけども、総評見まして、財源が診療収入というのが900万円少なくて繰入金から無理無理補填したみたいに見えるんですけども、その辺どう、理由というか、教えていただければと思います。

○議長（佐藤 勝君） 中島診療所事務長。

○診療所事務長（中島輝美君） 最初のほうの国民健康保険、社会保険の収入に関しては、人口減による患者数の減少があると思われまして、10月末現在の収入額を精査して、これからの収入見込みを精査したところ、このような減額の金額となりました。その他の診療収入ということで420万円減しているんですけども、こちらのほうは肺がんCTとか肺炎球菌ワクチンの接種者が見込みよりもちょっと減額した。特に带状疱疹のワクチンにつきまして、今年度より定期接種となったんですが、大体該当者の半分ぐらい接種するかなというところでちょっと見通しを立てたんですが、現在のところ20%台ということで、現段階でちょっとの算定で減額をしたところなんです。なお、肺炎球菌ワクチンとか带状疱疹ワクチンにつきましては、未接種者につきましては、せっきくの機会ですのでということで、健康福祉課のほうで再通知を行っているところです。

以上です。

- 議長（佐藤 勝君） 伊藤貴之君。
- 2番（伊藤貴之君） 3月議会になれば、また減で同じような操作というか、こういう帳づらになると思うんですけども、その辺はどうですか。
- 議長（佐藤 勝君） 中島診療所事務長。
- 診療所事務長（中島輝美君） 10月末で見込んでおりますので、11月からの5か月でどのような患者数になるのかというのを動向を見て、3月は調整したいと考えております。
- 議長（佐藤 勝君） 伊藤貴之君。
- 2番（伊藤貴之君） ワクチン接種などに再通知したってありますけれども、そういった、一生懸命していただければと思いますのでよろしくお願いします。
- 以上です。

- 議長（佐藤 勝君） そのほかないですか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第83号 令和7年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第4号）

- 議長（佐藤 勝君） 日程第9、議第83号令和7年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

- 村長（加藤正美君） 議第83号令和7年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第4号）。

この議案は、介護保険特別会計歳入歳出予算の総額に226万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,927万9,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、健康福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長（佐藤 勝君） 中島健康福祉課長より議案の詳細説明を求めます。中島健康福祉課長。

- 健康福祉課長（中島輝美君） 56ページをお開きください。

議第83号令和7年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和7年度大蔵村の介護保険特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ226万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,927万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

62ページをお開きください。

歳入です。

1 款保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料51万9,000円。

3 款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金54万円。

2 項国庫補助金3目地域支援事業交付金その他の地域支援事業3万9,000円。

4 款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金58万4,000円。

5 款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金27万円。

2 項県補助金2目地域支援事業交付金その他の地域支援事業1万9,000円。

7 款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金28万9,000円。

次のページをお開きください。

歳出です。

2 款保険給付費1項介護サービス等諸費2目地域密着型介護サービス給付費126万円。5目居宅介護住宅改修費30万円。

4 項高額介護サービス等費1目高額介護サービス費40万円。

5 項高額医療合算介護サービス等費1目高額医療合算介護サービス費20万円。

次のページをお開きください。

4 款地域支援事業費3項包括的支援事業任意事業費1目包括的支援事業費10万円。

56ページにお戻りください。

令和7年12月4日提出

大蔵村長 加藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので、質疑に入ります（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第84号 令和7年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（佐藤 勝君） 日程第10、議第84号令和7年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第84号令和7年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

この議案は、介護保険特別会計歳入歳出予算の総額に120万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5,060万円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 岡部住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。岡部住民税務課長。

○住民税務課長（岡部雅人君） それでは、補正予算書の70ページをお開きください。

議第84号令和7年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和7年度大蔵村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,060万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

76ページをお開きください。

歳入になります。

1款1項後期高齢者医療保険料2目普通徴収保険料120万円。

次のページをお開きください。

歳出になります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金120万円。

70ページにお戻りください。

令和7年12月4日提出

大蔵村長 加藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議第85号 令和7年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（佐藤 勝君） 日程第11、議第85号令和7年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第85号令和7年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第4号）。

この議案は、簡易水道事業会計補正予算について、収益的収入及び支出については第2条に、他会計からの補助金については第3条に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 早坂地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 補正予算書の82ページをお開きください。

議第85号令和7年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和7年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

第2条につきましては、実施計画明細書で説明させていただきます。

88ページをお開きください。

令和7年度大蔵村簡易水道事業補正予算実施計画明細書、収益的収入及び支出。

収入でございます。

1 款水道事業収益 2 項営業外収益 2 目他会計繰入金62万5,000円。

支出でございます。

1 款水道事業費用 1 項営業費用 1 目原水及び浄水費121万円の減。 2 目配水及び給水費 3 万7,000円の減。 4 目総係費187万2,000円。

82ページにお戻りください。

3条から読み上げさせていただきます。

(他会計からの補助金)

第3条 予算第9条中、「1億1,853万2,000円」を「1億1,915万7,000円」に改める。

令和7年12月4日提出

大蔵村長 加藤 正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので、質疑に入ります。佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） 85ページ、7ページなんですけれども、単に減となっているんですが、これ、円なんですか、1,000円単位になるんですか。

○議長（佐藤 勝君） 早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 大変申し訳ございません。こちら1,000円単位の間違いでございます。あわせまして、86ページも1,000円単位でございます。おわびして訂正いたします。

（「じゃあもう一つ」の声あり）

○議長（佐藤 勝君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） それで、これだと本年度は経常利益としてはマイナス492万7,000円ということですが、見積もっているということでしょうか。

○議長（佐藤 勝君） 早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 今のところはそのように見積もっております。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） あと、今年度は水道会計、このままいけば形の上でというか、計算上は赤字ということになるのでしょうか。

○議長（佐藤 勝君） 早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 87ページのほうを御覧いただいていると思うんですが、こちらのほう、当年度につきましては今議員おっしゃるとおり492万7,000円のマイナスというふうな利益になるかと思いますが、前年度の繰越しの利益剰余金がございますので、当年度末につきましては、剰余金が1,653万8,000円となりまして、単年度的には赤字というふうな形になりますけれども、総体的にはまだ黒字のままというふうなことでございます。

以上です。（「分かりました」の声あり）

○議長（佐藤 勝君） ほかにないですか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤 勝君） ここで、日程の追加があります。資料配付のため暫時休憩いたします。

午後1時19分 休憩

午後1時21分 再開

○議長（佐藤 勝君） 休憩を解き、会議を再開します。

日程の追加について、お諮りいたします。

ただいま加藤村長から、議第86号から議第92号までの7件の議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第7として議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本日の日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第1 議第86号 大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（佐藤 勝君） 追加日程第1、議第86号大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部

を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） ただいまは追加日程を御可決いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、提案理由を申し上げます。

議第86号大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、国の人事院及び山形県人事委員会の勧告を受け、村一般職の給与の改正を行うものであります。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 田部井総務課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 議題86号大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

内容につきましては、先ほど説明させていただきましたので、本文と附則の読み上げを割愛させていただきます。

次のページをお開きください。

令和7年12月5日提出

大蔵村長 加藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第2 議第87号 大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正す

る条例の制定について

- 議長（佐藤 勝君） 追加日程第2、議第87号大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

- 村長（加藤正美君） 議第87号大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、県の特別職の職員の給与に関する条例の改正に伴い、村の特別職の給与を改正するものであります。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長（佐藤 勝君） 田部井総務課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

- 総務課長（田部井英俊君） 議第87号大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

こちらも、内容につきましては先ほど説明させていただきましたので、本文と附則の読み上げを割愛させていただきます。

令和7年12月5日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第3 議第88号 令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第7号）

- 議長（佐藤 勝君） 追加日程第3、議第88号令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第7号）

を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第88号令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第7号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に3,540万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ54億330万円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） それでは、ただいま提案させていただきました補正予算書の2ページをお開きください。

議第88号令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第7号）

令和7年度大蔵村の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,540万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億330万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、8ページをお開きください。

歳入になります。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金3,540万円。

次のページをお開きください。

ここからは歳出になります。

1款1項1目議会費63万5,000円。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費654万6,000円。11目諸費20万9,000円。13目デジタル推進費21万3,000円。

次のページをお開きください。

2項徴税費1目税務総務費133万円。

3項1目戸籍住民基本台帳費95万9,000円。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費70万7,000円。

次のページをお開きください。

2目国民年金費22万4,000円。3目老人福祉費13万6,000円。5目国民健康保険費21万4,000円。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費264万3,000円。2目児童福祉施設費196万1,000円。

次のページをお開きください。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費537万3,000円。

3項1目簡易水道費98万4,000円。

6款農林水産業費1項農業費2目農業総務費376万9,000円。

次のページをお開きください。

7款商工費1項商工費1目商工総務費45万7,000円。3目観光費4万3,000円。

2項1目地域活性化促進費66万9,000円。10款土木費1項土木管理費1目土木総務費41万9,000円。

次のページをお開きください。

2項道路橋梁費3目道路新設改良費71万3,000円。

5項下水道費1目特定環境保全公共下水道費35万4,000円。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費374万1,000円。

次のページをお開きください。

2項小学校費1目学校管理費151万9,000円。

3項中学校費1目学校管理費94万9,000円。

4項社会教育費1目社会教育総務費20万5,000円。3目生涯学習センター管理費20万5,000円。

次のページをお開きください。

11款災害復旧費2項1目公共土木施設災害復旧費22万3,000円。

それでは、2ページにお戻りください。

令和7年12月5日提出

大蔵村長 加藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第4 議第89号 令和7年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第4号）

○議長（佐藤 勝君） 追加日程第4、議第89号令和7年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第89号令和7年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第4号）。

この議案は、へき地診療所特別会計歳入歳出予算の総額に470万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,571万8,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 中島診療所事務長より議案の詳細説明を求めます。中島診療所事務長。

○診療所事務長（中島輝美君） それでは、28ページをお開きください。

議第89号令和7年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第4号）

令和7年度大蔵村のへき地診療所特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ470万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,571万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

34ページをお開きください。

歳入です。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金470万7,000円。

次のページをお開きください。

歳出です。

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費470万7,000円。

28ページにお戻りください。

令和7年12月5日提出

大蔵村長 加藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第5 議第90号 令和7年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第5号）

○議長（佐藤 勝君） 追加日程第5、議第90号令和7年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案者である佐藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第90号令和7年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第5号）。

この議案は、介護保険特別会計歳入歳出予算の総額に71万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,998万9,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、健康福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 中島健康福祉課長より議案の詳細説明を求めます。中島健康福祉課長。

○健康福祉課長（中島輝美君） それでは、40ページをお開きください。

議第90号令和7年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第5号）

令和7年度大蔵村の介護保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,998万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

46ページをお開きください。

歳入です。

1 款保険料 1 項介護保険料 1 目第 1 号被保険者保険料16万3,000円。

3 款国庫支出金 2 項国庫補助金 3 目地域支援事業交付金その他の地域支援事業27万4,000円。

5 款県支出金 2 項県補助金 2 目地域支援事業交付金その他の地域支援事業13万7,000円。

7 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金13万6,000円。

次のページをお開きください。

歳出です。

4 款地域支援事業費 3 項包括的支援事業任意事業費 1 目包括的支援事業費50万4,000円。 4 目生活支援体制整備事業費20万6,000円。

40ページにお戻りください。

令和7年12月5日提出

大蔵村長 加藤 正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第6 議第91号 令和7年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第5号）

○議長（佐藤 勝君） 追加日程第6、議第91号令和7年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第91号令和7年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第5号）。

この議案は、簡易水道事業会計補正予算について、収益的収入及び支出については第2条に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費については第3条に、他会計からの補助

金については第4条に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 早坂地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） まず予算書を説明させていただきます前に、先ほど佐藤雅之議員のほうからちょっと御指摘いただきました、補正予算に係る説明書というようなことで、キャッシュフロー、貸借対照表、損益計算書ということで、円単位になっている部分も以前の予算書を見返してありましたので、そちらにつきましてもおわびして訂正させていただきたいと思っております。なお、今回の追加させていただいた予算書につきましても、そのようになっておりましたので、円単位を1,000円単位というふうなことで訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、補正予算書の52ページをお開きください。

議第91号令和7年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第5号）

（総則）

第1条 令和7年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

第2条につきましては実施計画明細書で説明させていただきます。

60ページをお開きください。

令和7年度大蔵村簡易水道事業補正予算実施計画明細書、収益的収入及び支出。

収入でございます。

1 款水道事業収益 2 項営業外収益 2 目他会計繰入金98万4,000円。

支出でございます。

1 款水道事業費用 1 項営業費用 4 目総係費98万4,000円。

52ページにお戻りください。

3条から読み上げさせていただきます。

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第3条 予算第8条中、「1,623万4,000円」を「1,721万8,000円」に改める。

（他会計からの補助金）

第4条 予算第9条中、「1億1,915万7,000円」を「1億2,014万1,000円」に改める。

令和7年12月5日提出

大蔵村長 加藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第7 議第92号 令和7年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（佐藤 勝君） 追加日程第7、議第92号令和7年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第92号令和7年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第3号）。

この議案は、下水道事業会計歳入歳出補正予算について、収益的収入及び支出については第2条に、議会の議決を経なければ流用することができない経費については第3条に、他会計からの補助金については第4条に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 早坂地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 補正予算書の64ページをお開きください。

議第92号令和7年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和7年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

第2条につきましては実施計画明細書で説明させていただきます。

72ページをお願いします。

令和7年度大蔵村下水道事業補正予算実施計画明細書、収益的収入及び支出。

収入でございます。

1 款下水道事業収益 2 項営業外収益 2 目他会計繰入金35万4,000円。

支出でございます。

1 款下水道事業費用 1 項営業費用 6 目総係費35万4,000円。

64ページにお戻りください。

第3条から読み上げさせていただきます。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第8条中、「778万5,000円」を「813万9,000円」に改める。

(他会計からの補助金)

第4条 予算第9条中、「1億2,498万円」を「1億2,533万4,000円」に改める。

令和7年12月5日提出

大蔵村長 加藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(佐藤 勝君) 説明が終わったので質疑に入ります。(「なし」の声あり) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。(「なし」の声あり) 討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤 勝君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和7年第4回大蔵村議会定例会を閉会いたします。

御審議、誠に御苦労さまでした。

午後1時47分 閉会

上記、会議録は事務局長の記載したものであるが、その内容について正確なることを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員